総 務 生 活 委 員 会 会 議 録

1　日　時　　令和８年８月３日（月曜日）
開会　午前１０時　０分
閉会　午後　２時３０分

2　場　所　　第１委員会室

3　出席又は欠席した委員の氏名

（出　席）	委員長	小　西　利　一	副委員長	荒　木　将之介
	委　員	川　鰭　仁　宣	委　員	竹　下　かなこ
	〃	三　上　周　治	〃	岡　崎　亨　一
	〃	髙　谷　幸　男	〃	剣　持　堅　吾
（欠　席）	なし			
（その他出席者）	なし			

4　職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	小　原　　純	同次長	日　笠　哲　宏
同主幹	関　藤　克　城	同庶務調査係主事	柴　田　美緒子

5　説明のため出席した者の職氏名

副市長	吉　田　理　子	政策監	難　波　敏　文
秘書室長	丸　野　裕　子		
総合政策部長	入　野　史　也	政策調整課長	林　　啓　二
人口増推進課長	弓　取　佐知子		
総務部長	三　宅　伸　明	総務課長	渡　邉　康　広
職員課長	坂　田　　圭	財政課長	岡　　真　里
財政課主幹	西　槇　昌　志	税務課長	髙　谷　正　樹
あたたか市民部長	白　神　　洋	あたたか市民部参与	林　　直　方
ワンストップ課長	難　波　孝　次	ワンストップ課主幹	竹　下　あけみ
交通政策課長	藤　原　　優		
会計課長	小　野　玲　子	建築住宅課長	林　　輝　昭

6　調査事項及び報告事項

調査事項

（１）総社市版ライドシェアの現状について
（２）職員の雇用状況について
（３）定住促進事業について（議会事務事業評価）

報告事項

（１）第２期総社市空家等対策計画（案）について
（２）督促手数料，口座振替収納済通知等の見直しについて
（３）山手出張所の山手公民館内への移転・改修について
（４）清音出張所の改修について
（５）岡山県毎月流動人口調査について

7　調査事項及び報告事項の概要

別紙のとおり

８　その他必要な事項

別紙のとおり

開会　午前10時０分

○小西利一委員長　ただいまから総務生活委員会を開会いたします。

本日の出席は８名全員であります。

これより、所管事務調査を行います。

まず、調査事項(1)総社市版ライドシェアの現状についての調査に入ります。

では、当局の説明をお願いします。

交通政策課長。

○藤原　優交通政策課長　それでは、調査事項(1)総社市版ライドシェアの現状についてにつきまして御説明いたします。

資料１－１を御覧ください。

１、総社市版ライドシェアの概要、(1)総社市版ライドシェア導入の背景、内容及び効果につきまして御説明いたします。

資料１－２を御覧ください。

地域の支え合いによる新たな地域交通プラン、共助による移動手段の確保として、令和６年８月７日に三須桃山団地買い物援助隊を皮切りに、総社市版ライドシェアが始まりました。

まず、導入に至った背景といたしまして、人口減少社会、高齢化の進展に伴い、今後移動困難者が増加することが想定されており、移動手段の確保が課題の一つとなっています。また、地域では、買物、担い手、移動、居場所、見守りなどが課題となっています。

次に、内容といたしまして、先ほどの背景における課題を解決する方法としまして、地域が主体となり、高齢者の買物等の移動手段を確保する地域支え合い型交通に対し、市が総社市版ライドシェアと位置づけ、支援を行うこととしました。

次に、総社市版ライドシェアにおける市の支援の詳細について御説明いたします。

車両につきましては、道路運送法の許可や登録が不要であります地域の皆様が運転する自家用車、いわゆる白ナンバーを活用していただきます。

料金につきましては、サービスを利用した場合、利用者は地域の団体等に対して移動に要したガソリン代等の実費相当分の支払い、または任意の謝礼をしていただきます。

また、車両管理や予約、運転手などは、地域の団体において対応していただき、利用者や運転手が安心・安全に活用できるよう、自動車保険や大臣認定講習、アルコールチェッカー、ドライブレコーダーなどの経費を市が負担します。

その活用イメージが資料の中段右側に示してあります。

まず、総社市版ライドシェアの運行主体は、総社市内のコミュニティ、町内会、自治会、またはそれに類する地域の団体であり、地域における高齢者の買物等の移動手段を確保する地域支え合い型交通を行う団体になります。また、市は地域の団体及び利用者がより安心・安全に活用できるよう、運行に際し安全対策の支援をいたします。具体的には、地域の団体が準備した自家用車に利用

者が乗り合いをしていただき、地域の団体のドライバーが運転し、利用者が希望するお店で買物等をしていただいた後、自家用車により利用者を自宅まで送ることで運行終了となります。

最後に、総社市版ライドシェアを実施することにより期待される様々な効果について御説明いたします。

定期的に顔を合わせることで見守り活動につながること、買物等ができる満足感、充実感を得られることなど、資料記載のとおり、多くの点でその効果が見込まれるものと考えております。総社市版ライドシェアは、既存の公共交通にプラスアルファで補完する役割を担うものと考えているところであります。

続きまして、資料１にお戻りください。

先ほどの総社市版ライドシェアの内容の箇所で御説明いたしました市の支援の詳細と内容は一部重複する箇所がございますが、改めまして１の(2)制度上の位置づけについて御説明いたします。

現在、総社市が地域の団体を支援する総社市版ライドシェアは、道路運送法上の許可、または登録を要しない運送、無償運送と位置づけております。また、許可、または登録を要する運送については、参考に記載してありますとおり、公共ライドシェア、日本版ライドシェアがございます。

次に、２、現状の制度及び支援の内容についてでございます。

こちらにつきましては、総社市版ライドシェア実施要領を定めておりまして、(1)団体の要件につきましては、ア、総社市内を主な活動地域とすること、イ、構成人員が３人以上であり、かつその過半数が総社市民であること、ウ、総社市内に居住する複数名の高齢者等の買物支援活動等を継続的に行う活動であることなどがございます。

また、(2)支援の内容につきましては、資料１に記載の総社市版ライドシェア詳細により御説明いたしましたとおりの内容と同様でございます。

最後に、３、総社市版ライドシェア登録団体についてでございます。

資料１－３を御覧ください。

令和８年４月現在、三須桃山団地買い物援助隊（買援隊）、生活支援ボランティアとんばら、移動支援ふくたに、以上三つの団体の登録がございます。

詳細につきましては、資料記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○小西利一委員長　これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

川鰭委員。

○川鰭仁宣委員　失礼いたします。御説明ありがとうございました。

今３団体、三須のほうと富原と福谷とありますが、この先増やしていく計画があるのかと、あと運転手の負担と平均年齢とか、地域によってやっぱり高齢社会なんで、特に地元の昭和地区になりますとそもそももう高齢化で、もう70歳ぐらいが運転しないといけなくなってくるようなことにも

なると、やっぱり負担にもなるのかなと思いますので、そういう70歳ぐらいの人が運転しても大丈夫なような支援策などがあればちょっとお聞きしたいので、よろしくお願いします。

○小西利一委員長　交通政策課長。

○藤原　優交通政策課長　川鰭委員の御質問にお答えします。

今後、総社市版ライドシェアを拡大していくのかというお問合せですけれども、資料１－２に記載してあります地域の支え合いによる新たな地域交通プランとして、総社市版ライドシェアとして位置づけておるところでございます。サブタイトルとしてありますが、共助による移動手段の確保としております。また、地域が主体となり、高齢者の買物等の移動手段を確保する地域支え合い型交通であることから、今後各地域の地域力がより重要になっていくものと考えております。

また、ドライバーの負担ということなんですけれども、その負担を軽減するように市のほうでは、先ほど説明もいたしましたが、自動車保険を市で負担するであるとか、あと団体ですけども、大臣認定講習、アルコールチェッカー、ドライブレコーダーなどの支援を側面的に援助していこうと考えておる中で、地域のドライバーの年齢の平均年齢とかの問合せでございますけれども、資料１－３を御覧ください。

スタッフのうち、運転手が各団体上から順に買援隊へ５名、生活支援ボランティアとんばらが５名、移動支援ふくたにが４名となっております。

買援隊につきましては、ドライバーが、スタッフに関しましてなんですけれども、昭和21年から昭和35年といいますと80歳から66歳とかというふうになっております。これは買援隊です。生活支援ボランティアとんばらにつきましては、年齢が62歳から76歳、それから移動支援ふくたにに関しましては56歳から76歳ということになっております。

以上でございます。

○小西利一委員長　川鰭委員。

○川鰭仁宣委員　御説明ありがとうございます。

やはりどこの地区もちょっと年齢が幅が広いんですが、やっぱり高齢者の方も運転されてることなんで、いろいろちょっと支援というか、危険のないように御指導のほうをよろしくお願いします。

あと、３団体が月何回ほど運行されてるかも、ちょっとひとつ聞かせてください。

○小西利一委員長　交通政策課長。

○藤原　優交通政策課長　再度の質問にお答えいたします。

資料１－３を御覧ください。

左から２番目、内容の欄になるんですけれども、買援隊で言いますと週１回程度、それから生活支援ボランティアとんばらにつきましては月１回、移動支援ふくたにに関しましては月１回、これ以外でも地域のニーズがあれば、各団体それに応じた移動支援を行っていると聞いておるところでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長　他に質疑はありませんか。

髙谷委員。

○髙谷幸男委員　今３団体があるということでございますけども、特にこの３団体について、問題、課題はどうでしょうか。それに対して市の対応はどのようなものがあるか、お尋ねします。

○小西利一委員長　交通政策課長。

○藤原　優交通政策課長　髙谷議員の御質問にお答えします。

問題、課題という点でございますけれども、やはりドライバーの確保、こちらのほうが難しくなっておるところでございます。年齢層がやっぱり現役世代の60歳以下の方になると、まだお仕事、お勤めもされていることから、平日の移動の支援というのはドライバー確保が難しいということは認識しているところでございます。そのあたりが今後の課題であろうと考えておるところでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長　髙谷委員。

○髙谷幸男委員　恐らくこういう地域であれば人口も減少してくるわけでしょうし、年齢的にも高齢化社会になってくるというふうになれば、確かにそのあたりの確保等々は非常に難しいんではないかという感じがいたしております。これからも恐らく利用者も増えてくるんではないかと思います。そういうふうなときに、市としてどこまでをお手伝い、御支援等々されるのかということももちろんありましょうし、利用者が少なくなればその料金体制といいますか、料金も上げていかなければなかなか採算が合わないというか、というようなことになってくるような感じもいたしておりますが、そのあたり今後どういうふうに持っていこうとするか、２年、３年先、あるいは５年先を考えての対応はどうでしょうか。

○小西利一委員長　交通政策課長。

○藤原　優交通政策課長　再度の質問にお答えいたします。

今後の市の取組といたしましては、今回支え合い型交通となっていることから、より地域の力というのが重要になってくると考えておるところでございます。市の先ほど料金設定があったんですけども、こちらに関してはボランティアということなので、採算というよりは無償運送ということなので、実費相当分であるとか、あとドライバーの謝礼であるとか、その辺程度でないと逆に運輸局のほうに届出が要るということになってきますので、料金設定は団体にお任せというところにはなっているところでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長　髙谷委員。

○髙谷幸男委員　いろいろこれから難しい問題ばっかり出てくるんでないかと思うんです。これから市がどれだけ支援ができるのか、支援していけるのか、あるいはこの３地域以外に希望が出た場

合に、どの程度まで市がそれじゃお願いしますというか、よろしく頼みますということになるのかどうか、そのあたり他の地域の動きはどうでしょうか。

○小西利一委員長　交通政策課長。

○藤原　優交通政策課長　再度の質問にお答えします。

今現在地域の動きといたしましては、運行開始から令和６年11月13日には新本地区、それから令和７年12月には久代地区、それから令和８年７月には秦地区と３団体、地元に行って説明会のほうをしているところでございます。ただ、ニーズはあれどもやはりドライバーの確保というのが各地区難しい問題でございまして、その辺に関しましては交通政策課のみならず、長寿介護課、社会福祉協議会、こちらもタッグを組んで、三つの課の連絡を密にして今後の体制を強化していこうと考えているところでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長　他に質疑はありませんか。

荒木副委員長。

○荒木将之介委員　失礼します。

総社市版ライドシェアは、ライドシェアという名前ではあるんですが、その実先ほど来ありますようにボランティア輸送だと思うんですね。ボランティア輸送である以上、やはりこれも先ほどから何回も御説明いただいてますけども、ボランティアをしていただく方がいないことには始まらないということで、公共交通、総社市の場合は基本的にはもうその周辺部に行くとないので、これ雪舟くんになるんですけど、これの補完ということになっているんですが、今のところ３地域でこれから説明会をしているけども、広がる様子が今のところはなかなかないというところで、この事業自体は悪い事業だと思わないんですけれども、今後のやっぱりその交通を考えたときに、これでは足りてないと思うんですね。

ボランティア輸送でありますので、法的な部分では何も制度上特に何か縛りがあるわけでなくやっていると、なんですけれどもやはり今後は公共交通の有無も含めてになってくるんですけども、自家用有償旅客運送ですかね、こちらのほうにかじを切らなきゃ駄目なタイミングもあると思うんですが、その辺を含めてどのようにお考えであるのかということが一つと、支援の内容の中に旅客運送の認定講習の受講料とかが入ってるんですけど、これ必要ないものであると思うんですが、これを今まで利用した人がいるのかどうかということ、２点ちょっとお聞かせください。

○小西利一委員長　交通政策課長。

○藤原　優交通政策課長　荒木副委員長の御質問にお答えいたします。

今、公共交通といいますと、雪舟くんをはじめＪＲ、それから路線バスというのがあるところでございます。

今後の取組に関して言いますと、資料に記載してありますとおり、補完的な役割を今後ライドシェアが担っていくものと考えておるところなんですけども、総社市版ライドシェアですと市をまた

いだ、例えば岡山市であるとか、倉敷市であるとかということの運用もできますので、その辺の活用、地域のニーズに応じた活用をどんどんしていただけたらなと考えておるところでございます。

あと大臣認定講習でございますけれども、こちらは委員言われたとおり、道路運送上の許可、または登録を要しない運送です。こちらは委員言われるとおり必要のないものでございますけども、こちらを受講していただくことで、基本的な知識を習得したことで安全・安心な運行をしていただこうと思っているところでございます。

以上でございます。

それと、参加人数でございますけれども、令和６年度に８名受講されております。令和７年度は実績はございません。令和８年度の今現在も受講者はいないです。

以上です。

○小西利一委員長　荒木副委員長。

○荒木将之介委員　じゃあ、ちょっとまた違う質問になるんですけれども、今３団体登録があって、ドライバーは５名、５名、４名ということでなんですが、それ以外のスタッフの方もおられます。基本的にこれは無償運送なので、あくまでガソリン代、燃料代と、あとは謝礼ということになってると思うんですけれども、これもうこちらが行政側が把握することかどうか分からないですけども、相場というのがもしあるようであればお聞かせください。

○小西利一委員長　交通政策課長。

○藤原　優交通政策課長　再度の質問にお答えいたします。

これはあくまで団体が設定した金額ではあるんですけども、聞くところによりますと、例えば買援隊でありますと、謝礼はドライバーに200円、サポーターには100円でありますとか、生活支援ボランティアとんばらに関しましては、ドライバー、サポーターにつきまして謝礼はいたしておりません。ただ、利用者は１回100円ということを、実費の支払いで100円、１回につき100円を支払っているところでございます。

移動支援ふくたにに関しましても、ドライバー、サポーターには謝礼はございません。ただ、移動支援ふくたにに関しましては車を社会福祉法人雪舟福祉会から借りるときもあるんですけれども、この場合はドライバーに１回250円、サポーターには支払いはないです。こちらに関しましても実費の支払いになるんですけども、利用者は１回200円というところを設定しておるところでございます。

生活支援ボランティアとんばら、移動支援ふくたにに関しましては、社会福祉法人から車を借り上げたときには10㎞当たり100円を団体が社会福祉法人のほうに支払うということを聞いておるところでございます。

料金設定に関しましては、何か目安があるものではなく、あくまで実費の支払い、それから謝礼の程度で、詳細な金額設定は特にはないというところでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長　荒木副委員長。
○荒木将之介委員　そうだとは思います。なかなかね、とは思うんですが、やはり今後地域を広げるですとか、活動の件数も増やしていこうと思うと、やはりボランティアでは限界があるというふうに感じております。とはいえ料金設定というのはできないので、でもどこかでそれとなく誘導していくしかないのかなというふうにも考えておりますので、そのあたりはちょっとうまくやっていただきながら登録団体が増えるように、よろしくお願いいたします。とはいえ、やはりスタッフ、運転手を含めて高齢化が進んでいる、ちょっと言葉は違うんですけど、老老介護みたいな形になってきていると思いますので、これをいかに若い世代に下ろしていけるかが今後の課題であるというのは認識されてると思うんですが、それについて地域にお願いするんですけども、恐らくこういう話を持っていく先は地域づくり協議会とか、そういうところになってくると思うんですが、そういったところに、言葉的にはあれなんですけど、下請のような感じでボランティアを、言葉が難しいな、お願いするというんじゃなくて、やはり下からしっかり自主的に行えるような形を、多分今のこのシステムでは難しいんだと思うんですね。支援の内容が車載カメラであるとか、アルコール検知器、４項目ありますけども、ここでは恐らく難しいので、ここの刷新も含めて今後取り組んでいただきたいと思うんですけれども、この支援の内容を今後拡充していくような考え方はありますでしょうか。
○小西利一委員長　交通政策課長。
○藤原　優交通政策課長　再度の質問にお答えします。
　支援の内容について、今後拡大していくということはあるのかという御質問ですけども、こちらに関しましても、やはり今回総社市版ライドシェアの存在というところなんですけれども、他課とも話をしながら、協力しながら事業を進めていこうと考えているところです。先ほど申しましたけれども、長寿介護課であるとか、社会福祉法人、社会福祉協議会であるとかというところとタッグを組んで進めていこうとするところなんですけども、地域の皆様方でほかのこういう支援があったらいいなというのは、当然ニーズを聞きながら今後できるところは支援、応援していこうと考えているところでございます。
　以上でございます。
○小西利一委員長　荒木副委員長。
○荒木将之介委員　よろしくお願いします。
　今回の件とは少しずれてしまうんですが、一言だけ言わせてもらうと、補完をしなければ足りない公共交通にも問題があると感じておりますので、そちらのほうともすり合わせをしながらやっていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。
○小西利一委員長　交通政策課長。
○藤原　優交通政策課長　再度の質問にお答えします。
　よく協議しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○小西利一委員長　他に質疑はありませんか。

よろしいですか。

岡崎委員。

○岡崎亨一委員　御説明ありがとうございました。

ちょっと資料１－１のところの２の支援内容のところで教えてください。

イのところのアルコール検知器の貸与をされておりますけども、これってよく車両を使う場合に車両運行記録とか、その辺を職員もつけとるかと思うんですけども、これはそういう記録なんかはちゃんとチェックしとるとか、そういう記録なんかはつけてるんでしょうか。

○小西利一委員長　交通政策課長。

○藤原　優交通政策課長　岡崎委員の御質問にお答えします。

アルコールチェッカーなんですけども、こちらを活用していただいて、安心・安全の運転をしていただこうと考えているところなんですけれども、記録につきましては市の指導でつけていること、支援していることから、内容までは把握はできてないんですけども、つけられているんじゃないかと考えています。

以上でございます。

○小西利一委員長　岡崎委員。

○岡崎亨一委員　ボランティア輸送なので、そこまで縛りをつけるのはどうかなと私も思うところはあるんですが、その下のエのところの自動車保険の費用ということで、これ恐らく日割りか何かの保険になるんじゃないかなと想像はしとるんですが、何せドライブレコーダーもある、アルコールチェッカーもあり、自動車保険も入っとるとなると、万が一の場合に人身事故とか物損事故とか、そういった場合にしっかり対応できないと、ボランティア輸送なので、ボランティアに頼りきりで、何もかもの始末とかを全部お願いするという形になるんではないかなと危惧するところがあるんです。ですから、今までの事故とかの報告ですとか、事故の内容ですとか、そういったことがちゃんと報告されてるのかどうか、あったのかどうか、どういう対応を考えてるのかどうか、その辺をちょっとお教えください。

○小西利一委員長　交通政策課長。

○藤原　優交通政策課長　再度の質問にお答えします。

今現在、事故等の報告は受けていないところでございます。

あと事故があった場合にどういう対応をするのかというところでございますけども、事故があった場合には日割りで保険を掛けてるところなんですけども、事故があった場合にはすぐ交通政策課のほうに報告していただくようお願いしているところでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長　岡崎委員。

○岡崎亨一委員　事故は今まで報告はなかったということで、例えば大した事故ではなくて、こすったりした場合にそういう対応はどうなんでしょうか。それも報告がないんでしょうか、報告しなくていいんでしょうか。

○小西利一委員長　交通政策課長。

○藤原　優交通政策課長　再度の質問にお答えします。

車両保険300万円ということで補償内容をつけているところなんですけども、こすったりとか、何か物に当たったりとかという報告は、現在受けていないです。ただ、あった場合には市のほうへ報告していただけたらと考えているところでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長　岡崎委員。

○岡崎亨一委員　すみません、今300万円とおっしゃったんですが、御存じのとおり、任意保険には対物対人とか搭乗者とか様々あるんです。何がどうのこうのとか、その辺は各個人のボランティアが社会福祉法人の入っとる保険の中で日割りするのか、別に日割りの保険は入ってるのか、どういう保険の内容なのか、その辺は御存じですか、分かりますか。

○小西利一委員長　交通政策課長。

○藤原　優交通政策課長　再度の質問にお答えします。

対人対物が無制限ということで、人身障がいが１名につき3,000万円ということになっております。日割りでしとるところで車に関して、委員、気にされてる車なんですけども、事故があった場合にはその運行に関して保険を掛けておりますので、その都度、もし仮にあった場合には報告していただけたらと考えております。

以上でございます。

あと保険ですけれども、市のほうが掛けております。

（「市のほうが」と呼ぶ者あり）

○藤原　優交通政策課長（続）　はい。

以上でございます。

○小西利一委員長　岡崎委員。

○岡崎亨一委員　承知しました。市のほうが掛けとるとなると、事故が起こった場合に保険を使うと、市有物件、市の保険があるじゃないですか、公用車の。あれとはちょっとニュアンスが違って、保険を使うと保険料が次は上がるという認識でよろしいんですか。

それと、保険には弁護士特約ですとか代車費用とかがあるはずなんですけど、ちょっとすみません、細かいですけど、そこまでちょっと教えてください。

○小西利一委員長　交通政策課長。

○藤原　優交通政策課長　再度の質問にお答えします。

市有物件とはまるでもう別の枠で、今回保険を掛けさせていただいております。

あと補償の詳細ですけれども、ちょっと待っていただけますか。確認して、後ほど御報告させていただきます。

以上です。

○小西利一委員長　岡崎委員。

○岡崎亨一委員　また、後ほどよろしくお願いします。

それと、ちょっと気になるんですが、資料の１－３のところで運転手とスタッフの陣容が載っておるんですが、このスタッフの、運転手は当然分かるんですけど、スタッフの業務内容というか、そういったことはどういった形になっとるんでしょうか、ちょっと教えてください。

○小西利一委員長　交通政策課長。

○藤原　優交通政策課長　再度の質問にお答えいたします。

サポーターという形で、乗車の補助でありますとか、あと買物の補助でありますとか、ドライバー以外のところの補助をしているところでございます。

先ほどの補償の話ですけれども、対物超過の修理費特約でありますとか、対歩行者等の傷害特約でありますとか、ロードサービス費用特約、それから代車補償対象外特約、それから不正アクセス、車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約とかという特約には現在入っているところでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長　岡崎委員。

○岡崎亨一委員　例に出した弁護士費用はどうですか。

○小西利一委員長　交通政策課長。

○藤原　優交通政策課長　弁護士費用の特約は、今現在加入のほうをしていないところでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長　他に質疑はありませんか。

ちょっと私から１点、運転手の健康チェック。運転者の健康チェック等はされとんですかね、健康診断とかそういう。既往症があるとか。

交通政策課長。

○藤原　優交通政策課長　健康チェックですけれども、これは団体の中で調子の悪いときには調子のいい方と言ったらちょっとおかしいですけども、体調が優れない方は交代して運行しているということを聞いております。５名いらっしゃるので、その中で順番で交代でされていることと考えております。

以上でございます。

○小西利一委員長　分かりました。

他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小西利一委員長　ないようでありますので、この際私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合は、委員間での自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがいたしましょうか。もうよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小西利一委員長　それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、調査事項(2)職員の雇用状況についての調査に入ります。

では、当局の説明を願います。

職員課長。

○坂田　圭職員課長　調査事項(2)職員の雇用状況についてを説明させていただきます。

お手元の資料２を御覧ください。

(1)職員数の推移とあります。

こちらにつきましては、総社市の平成29年度から令和８年度までの職員数の推移を示しております。１段目のほうが年度、２段目のほうが４月１日現在の職員数、３段目のほうが４月１日の職員の採用者数、最後の４段目のほうが年度末の退職者数を示しております。

なお、こちらの採用者数、退職者数のほうに関しましては、国等へ派遣で行かれている、赴任あるいは帰任された方の割愛職員の数も含めております。

また、職員数のほうなんですが、こちらにつきましてはその年度の前年の職員数に当該年度の採用者数を加え、またそこから前年度の退職者数を引いたものを当該年度の４月１日の職員数としております。でありますから、平成30年度で申し上げますと前年度が551名、そこに採用者数、平成30年度が25名プラスになりまして、前年平成29年度の末の退職者数が20名ということでありますので、実質５名増ということで556名というような形になっているということで御確認いただければと思います。そうしましたら、平成29年度の551人から令和８年度につきましては現在604名という、４月１日現在604名ということであります。

その604名の職員数、年齢別の職員数を示しておりますのが、(2)のグラフでございます。

縦軸が職員数を、横軸がそれぞれの年齢を示しているものでございます。

御覧いただくと、大体30代後半から40代のあたりが人数が少ないというような状況であるということがお分かりいただけると思います。

続きまして総社市の退職者数の推移を示しているのが、(3)の表でございます。

こちら１段目が年度、２段目が定年退職、そして退職された方の数、これは60歳以上という形で表しております。

また、３段目に関しましては早期退職と示しまして、こちらにつきましては年度末に翌年度の退職の希望募集、申込の募集をかけたときに申込みのあった人数ということでありまして、こちら対

象は45歳からということになっております。

また、４段目、こちらにつきましては、それ以後、随時退職の意向があって退職された職員数を普通退職として示しております。

最後に５段目、最後の行になりますけども、こちらは退職者数の総数という形で示させていただいております。こちらにありますように、令和７年度につきましては定年退職の方が５名、早期退職で辞められた方は７名、普通退職で辞められた方が13名で、合わせて25名という形になっております。

また、続きまして(4)なんですけども、こちらは総社市における技術職員の職員数の推移として主立ったものを上げさせていただいております。

まず１段目、一つ目が土木技術職になります。こちらにつきましては、１段目が年度、そして令和３年度から令和８年度のものを挙げさせていただいております。

２段目が職員数、技術職員の職員数を示しております。

３段目につきましては採用者数の内容なんですが、そこに３段数字が挙がっていると思いますが、一番上に関しましては最終的な採用者数でありますが、一番下、こちらのかぎ括弧のほうが、総社市での募集人数を表しております。その上、真ん中のほうが採用試験の申込者数を表しております。最終的な採用者数が一番上という形になっております。

また、こちらのほう、先ほどの職員数の推移と同じように、そちらにあります技術職の職員数の人数に関しましては、前年度の職員数に当該年度の採用者数を加え、前年度の退職者数を差し引いたものが当該年度の職員数というような形で示させていただいております。でありますので、例えば令和４年度につきましては、前年度が23名おりました。４月１日の採用が１名ですが、前年度退職者数が１名ということで、差引きゼロということで職員数は23名で横ばいという形を示させていただいております。

以下、四つの職種につきまして同様の見方で御確認いただければと思います。

土木技術職につきましては、令和３年度から令和８年度につきましては徐々に数名ですが、23名から26名と増えているというような形になっております。

また、その次の建築技術職に関しましては、職員数が令和３年度は７名であったものが、令和８年度には６名で１名減というような形になっております。

続きまして、電気技術職につきましては、令和３年度から令和８年度まで、採用の募集なしということで、今現在３名のまま来ているというところでございます。

また、保健師につきましては、令和３年度の16名から、採用を行いまして、現在令和８年度は18名が総社市にいるというような形になっておるところでございます。

続きまして、３ページ目を御覧ください。

こちらにつきましては、岡山県内の15市の人口１万人当たりの職員数における、こちらは一般行政部門と呼ばれるものの職員数を表しているものでございます。一般行政部門につきましては、教

育委員会、消防、あるいは水道の部門は除いております。これに関しましては、各自治体等々でいろいろ状況が様々というようなところもありまして、一般行政部門としてこちらのほうを挙げさせていただいているところでございます。

そこにありますように、横の一番上の段につきましては年度、それぞれ各自治体名を下に表しております。こちらの自治体名につきましては、行政順に並べているところでございます。

また、７番目の総社市のところなんですけど、こちらが総社市の人口１万人当たりの職員数の数を示しているところでございます。

その下につきましては、令和７年度における、先ほど申し上げました県内15市の人口１万人当たりの職員数を示させていただいているものですが、そこにありますように、こちらのほうは人数は少ないものから多いものへ、右へ向かってグラフを表しているものでございます。御覧のように、総社市につきましては43名ということで、15市内で言えば一番少ないというような状況を示しているものでございます。

続きまして、(6)につきましては、総社市における会計年度任用職員の数の推移を表させていただいております。

１段目につきましては年度、また２段目につきましては各年度の会計年度任用職員数を示しております。３段目、４段目につきましては、その内訳として市長部局と教育委員会の部局の内訳を表しているところでございます。御覧のように、本市の職員数の中で市長部局と教育委員会、教育委員会のほうはやはり幼稚園の先生等々、学校関係がありますので、数のほうが多くなっているようなところでございますが、市長部局につきましてはそこにありますように、令和８年度は167名、教育委員会部局では354名の合わせて521名というような形で推移しております。

また、注釈としては、令和元年度以前に関しましては、これは以前の嘱託職員、臨時職員というような形での職員の合計数をこちらは表示させていただいているような状況でございます。

以上でございます。

○小西利一委員長　これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

竹下委員。

○竹下かなこ委員　説明ありがとうございます。

退職者のことなんですけど、７ページで、早期退職者45歳以上60歳未満の方を募集するということは、募集して早く退職してくださいということを促しているのかということと、普通退職者も多いんですけれども、主な理由とかがあれば教えてください。

○小西利一委員長　職員課長。

○坂田　圭職員課長　竹下委員の御質問にお答えします。

早期退職のほうなんですけど、こちらにつきましては前年度末あたりに翌年度の意向を聞いているような形になります。我々のほうとしましては、翌年度の採用者数等々も退職者の関係で把握し

ておかなければならないというようなところもありまして、そちらのほうの調査をかけさせていただいているというところもあります。

ただ、また今現在、先ほどおっしゃられた退職を促しているかどうかというところなんですけど、我々としては早く辞めてほしいというようなことではなくて、ただ御自身の事情等がある中で、早期退職を望まれる方の意向を確認しているというところでございます。

それからもう一つが、退職の理由というところなんですけども、こちらにつきましてはもう個人の様々な事情があると思いますので、こちらのほうはそこまで突っ込んだところは職員課としてもちょっと聞いていないというところが実情でございます。

以上でございます。

○小西利一委員長　竹下委員。

○竹下かなこ委員　ありがとうございます。

聞いていないということであれば、総社市が県内の中で１万人に対する職員数が43人と一番少ないということなんですけれども、できるだけ多くその１万人に対する、その数字だけではないんですけれども、市民に対するサービスをするために職員の数は必要だと思います。それで、どうして辞めるんかということを聞いてないということは、退職者を防止するに対して、防止するというか、に対しての意識ですね、こちらがどういうことを気をつけたらいいんかとか、どういうことが問題で辞められているというふうなことがあるのでしたら、やっぱりそういうことは確認されたほうがいいと思いますが、どうでしょうか。

○小西利一委員長　職員課長。

○坂田　圭職員課長　再度の質問にお答えさせていただきます。

退職理由につきましてなんですけども、当然いろいろな理由があると思います。その中で当局のほう、人事部門のほうも把握できる部分につきましては把握したほうがベターというところは考えられます。ただ、こちらのほうとしましても、どうしても退職される方の意向としましては、その実情等々がなかなか言えないというところを踏み込んでまで強制的にはちょっと難しいと思いますので、そういうようなところに関しては、会話の中で分かる範囲で、情報として分かればというようなところでやっていければと考えております。

以上でございます。

○小西利一委員長　竹下委員。

○竹下かなこ委員　それぞれ事情があると思いますし、今はいろいろとプライバシーのこととかもあると思いますが、いきなり退職届が出る前にもコミュニケーションとかもすごく大切だと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○小西利一委員長　他に質疑はありませんか。

髙谷委員。

○髙谷幸男委員　今と同じような考え方、意見でございますけども、せっかく採用されて市役所に

おいでになって、長い間勤められて45歳から60歳の間で早期退職ということになるわけですけども、昔の我々のような人間であれば、就職したら終身雇用ということで定年までは行くんだという考え方があったわけでございますけれども、理由はいろいろあると思うんです。確かに若い人が寿退職することもありましょうし、あるいは健康を害することもありましょうし、あるいはその他家庭の事情で退職されるという、いろいろなこともあると思うんですが、せっかく長い間勤められて経験した方々ばかりですから、例えば、もうちょっと勤められたらどうですかというような引き止めのようなことはないんでしょうか、どうでしょうか。

○小西利一委員長　職員課長。

○坂田　圭職員課長　髙谷委員の質問にお答えさせていただきます。

　当然、早期退職でこちらのほうに提出されてきた際には、我々としても、もうちょっとどうにかならんのというようなお話はさせていただくんですけども、そういったような中でもやはり提出される職員の方々に関しましては、いろいろ悩まれた中で提出というような状況でありますので、なかなかそこを覆してというようなところということは、現状としては難しい状況ではあろうかと考えます。ただ、会話の中ではどうにかならんのというような話はさせていただくようにはしております。

　以上でございます。

○小西利一委員長　髙谷委員。

○髙谷幸男委員　せっかくいろんな資格を取ったり、資格のある方も早く辞められるということになれば、行政としては残念、惜しいわけですけども、そのあたりをもう少し、引き止めというのはまあどうかなとも思いますけども、もちろん御承知のように我々もそうでありました。もういいかげんに辞めりゃあええのになという人もおりましたけども、そういう方は残っておられる。もっともっとおってほしいなという人は辞めていかれるというようなこともあったわけですけども、せっかくいろんな経験されてノウハウを持っておられる方ですから、引き止めということももう少しは考えてもいいんでないかな、こんな感じを持っておりますが、そのあたりの担当課、職員課としてはどういうふうな対応でございましょうか。

○小西利一委員長　総務部長。

○三宅伸明総務部長　髙谷委員の再度の御質問にお答えいたします。

　もちろん我々としましても引き止めといいますか、それはさせていただければと思うんですが、結果的には他市へ行ったり、転職をされたり、もう既に決まってる方もいらっしゃるようでございます。いろんなお話を聞く中で、我々としてはやはり同僚、もしくは部下、これまで一緒に働いてきた方々については、やっぱり最後まで一緒に働きたいという思いはございますけれども、皆さんそれぞれの人生を歩んでいらっしゃる中で、できる範囲でこちらも引き止めのほうはお願いしているのが現状ですが、あまりこちらも強くは言えませんので、というところで、お話はそれぞれの方とさせていただいているのが現状でございます。

以上でございます。

○小西利一委員長　髙谷委員。

○髙谷幸男委員　今後もこういう状況は続くんではないかと思います。せっかく入ってこられて長い間、10年、20年、30年と勤められた方が早く辞められる、残念であろうと思いますし、せっかくいろんな知識を持っておる方ですから、そのあたりは十分お話をしながら対応していただきたい、このように思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

それから、もう一点よろしいか。

○小西利一委員長　はい。

○髙谷幸男委員（続）　(5)にありましたように、総社市の状況として非常に職員数が少ない。１万人に対して県下でトップであると、このような数字を市長なんかはどのように思われておりますか。市長か、副市長か、政策監か、何かお答えがありましたらお願いしたいと思いますけど。

○小西利一委員長　政策監。

○難波敏文政策監　失礼します。

今までも議会の一般質問の中で職員を増やしてとかという御質問もいただいてきたところでございます。今回のこの表にありますように、過去の552人から今の600人台まで職員数を上げてきたところでございます。ただ、一概に職員を増やすというのはどうかなというふうに思っております。当然これ人件費がかかるわけでございますから、財政状況等も勘案しながら募集の人数を決めさせていただいてるわけでございます。どうしても今の現状の中、病休で休まれてる方、それから育休で休まれてる方、こういった休まれてる方が年度によって数が違いますので、そのときの年度の職員数でなくて実人数、これは大分変わってきております。そういったものも考慮しながら職員数を決めさせていただいてるわけでございますけど、これは市の行政の事務によって、多分数が変わってくるというふうに思っておりますので、一概にこの表だけで少ない多いというのはどうかと思っております。実用に合ったような職員数を採用していきたいと思っております。

以上でございます。

○小西利一委員長　髙谷委員。

○髙谷幸男委員　この表を見ますと、確かに合併して、昭和の合併、あるいは平成の合併等々によって、高梁市であるとか新見市であるとか、あるいは美作市であるとか、非常に面積の広いところ、これは出張所あるいは支所等々がたくさんあるんではないか、こういうことも思いますが、ここまでのよその市のことを言ってもどうかと思いますけども、職員数が多いのはどうかなとも思いますし、少数精鋭でいくというのは一つの考え方でもあると思いますが、今後とも事務量動向であるとか、定数管理であるとかということを十分しながら、もちろん週休３日制、あるいは受付時間の短縮等々あるわけですから、そのあたりも含めて職員数の適正化といいますか、妥当な数字でこれからも対応していただきたいと、このように思いますが、どうでしょう。

○小西利一委員長　政策監。

○難波敏文政策監　ちょっと１点、この(5)の一般行政職の各市の状況でございますが、これには幼稚園の先生、教員は入っておりませんけど、保育園の先生はこの中に入ります。ということで、総社市は市立の保育園はございません。県北なんかは市立の保育園がございますので、そういった関係でこれは数字が大幅に各行政の業種の体系によって変わってまいりますので、先ほど申し上げましたように、この表で一概にどうのこうのというのは危険過ぎるのかなというふうには思っておりますが、髙谷委員おっしゃるように、当然総社市は総社市の行政に合った人数というものが必要になってくるというふうに思っております。

それから、今様々な国からの交付金、支援金等で、当初予定してない事務も増えてきております。それは各部で対応しながら、応援しながらやらせていただいとるというふうに思ってます。当然行政、事務については年々変わってきてるというふうに思ってますので、そういったものを考慮しながら採用については考えさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○小西利一委員長　髙谷委員。

○髙谷幸男委員　これは一般行政部門ということになっておりますが、例えば消防なんかでも組合の消防もございます。あるいは市の直接の消防業務もあります。一般行政部門ですから入ってないと思いますけども、そういうふうないろんな市の状況によって、考え方あるいは対応が変わってくると、このように思います。とにかく少ないなというのは今までも言われてきたことであろうと思います。おおむねそういうふうな状況でやってきた、人件費が少なくて済んだということもあるかも分かりませんが、市民サービスがどうかなということもひとつ思いますし、職員が対応してきたことについて、なかなか言うてくれんなと、返事が遅いなという部門もあったんではないかと思います。もちろん今はすぐやる課等でもありませんが、非常にスムーズになってきた状況ではあると思いますけども、これからも職員数をどんどん増やせというものじゃもちろんありません。だけども、やはりしっかり事務事業を見直ししながら、あるいは定数管理をしながら、残業を少しでも減して、健康管理を十分考えながら、その数を定めていただきたい、このように思いますが、どうでしょうか。

○小西利一委員長　政策監。

○難波敏文政策監　全く委員がおっしゃるとおりだというふうに思っております。

職員課長のほうが各課長と面談をさせていただいております。また、総務部長が各部長と面談をさせていただきながら、各課、各部の状況というのは事務量等も勘案しながら面談をさせていただいた中で、どこの部が人数が足りない、先ほど申しました、どうしてもこれ育休と病休等で休んでる方も考慮しながら面談はさせていただいてるわけでございますが、そうしたことも考慮しながら今後考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○小西利一委員長　髙谷委員。

○髙谷幸男委員　日本一優しい市役所であろう、このように思いますので、給料の面においても日本一いい給料でも出したらどうですか。当然それは経費がたくさんかかります。それは冗談にしても、もう少しそのような、いわゆるラスパイレス指数が100を切って、97とか98よりはやはり少しでも100に近づけるような、そういうふうな努力も必要であろうと思います。やはり職員が一生懸命働いておるわけですから、そのあたりも考えての定数管理等々をやっていただきたいな、このように思いますが、どうでしょう。

○小西利一委員長　政策監。

○難波敏文政策監　給料は多いほうがいいというのは分かっておりますけど、これを一律全職員を一括して上げるというのはなかなか難しいというふうに思っております。最近はずっと人事院勧告は組合と交渉しながら、完全実施ということに努めさせていただいております。こういった労働環境につきましても、総務部のほうで職員組合とよく協議をしながら詰めていきたいというふうに思っております。今後いずれにしましても事務量等の動向を見させていただきながら、適正な職員数に配慮していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○小西利一委員長　髙谷委員。

○髙谷幸男委員　季節的なもの、何月から何月までは忙しいんだというなところもあるようでございます。そうすると、そのところについてはもう少し対応を考えて、職員のまず健康管理というのを考えてあげたい、このように思いますので、これから十分検討し、適正な職員数で対応していただきたい、よろしくお願いしたいと思います。

○小西利一委員長　政策監。

○難波敏文政策監　マラソンみたいに一時期、年中ずっと仕事は業務的にはありますけど、近づくにつれて業務量が多大になるというところにつきましては、各部から応援、兼務をかけながら対応させていただいてるというふうなやり方をさせていただいております。

また、先ほど言いました国からの交付金、支援金、これについても一定期間内のことなんで、そこだけずっと重点的に１年間というわけでなしに、応援体制でやらせていただけるところはやらせていただいてるというふうに思っております。先ほどから申しましたように業務量だけでなく、病休、育休で人数が少ないところ、こういったところにつきましても配慮しながらやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○小西利一委員長　髙谷委員。

○髙谷幸男委員　もう一回だけ。最後にお願いでございます。

今、マラソンというお話が出ましたけども、そうじゃ吉備路マラソン、そして岡山県岡山市が取り組んどるおかやまマラソン、この対応の仕方はもう十分御存じだろうと思いますけども、予算と体制、そのあたりを考えての対応が必要ではないかと思いますので、よろしく御検討いただきたい

と思います。

○小西利一委員長　政策監。

○難波敏文政策監　マラソンにつきましては、議会事務事業評価でも御意見をいただいたりしておりますので、そういったことも考えながら、我々もできるだけ少ない予算で効果的なマラソンということでやらせていただいております。先ほど言いました議会事務事業評価もありますんで、そういったことも考慮しながら考えさせていただきたいというふうに思っております。

○小西利一委員長　他に質疑ありませんか。

荒木委員。

○荒木将之介委員　失礼します。

じゃあちょっと上から順番に、ちょっと何かすごいいっぱいあるみたいですけど、上から順番に行きます。

最初のページの２番です。年齢別の職員数です。

説明にもありましたけれども、30代後半から40代の部分がぐっと少ないと。それ以上、いわゆる団塊ジュニアですね、私もそうですけど、ここが多い状況です。でありますので、ここから10年の間にかなり大きな塊が退職していく。でありますので、採用をその補充という形でしていくのは分かるんですが、やはり入っていただいてから仕事をある程度覚えてできるようになるまでには時間がかかりますので、例えばこれ一番多いところは52歳のところですかね、まさに私の年齢のところですけども、26人この年に抜けるから、じゃあ翌年度の当初に26人増やしても、当然その仕事ができるできないがありますので、前倒しで補充ができるような体制を考えているのか、今後はＤＸ化も進みますので、職員の採用についてはいろいろと考え方があると思うんですけれども、今のところ少しずつは増やしているんですけれども、これはそういうところを見越してなのか、単に仕事が増えているからなのかというところをちょっとお聞かせください。

○小西利一委員長　ちょっと待って、ちょっと長いんで休憩に入ります。

休憩　午前11時12分

再開　午前11時21分

○小西利一委員長　休憩前に続き会議を開きます。

職員課長。

○坂田　圭職員課長　休憩前の荒木副委員長の御質問にお答えします。

こちらの各年齢別の職員数のいわゆる人数が下がっている30代後半から40代前半のところの状況についてなんですけども、そちらにつきましては実は本年度から、採用試験の募集要項に新たに社会人経験者枠というものを設けさせていただきました。こちらはまさに先ほどおっしゃっていただいた30代後半、36歳から46歳までのいわゆるうちの中で人数的にちょっと落ちているところを対象に、募集をかけさせていただきました。

また、こちらにつきましては、恐らく各全国いろいろそういったような方、Ｕターン、あるいは

Ｉターンとか Ｊターン、いろいろあると思うんですけども、そういった経験をされている方が受験しやすいようにということで、社会人枠に関しましてはテストセンター方式ということで、全国の一定の決められてはおるんですけども、その全国の試験センター、テストセンターで受けられるような方式を取って募集をかけさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長　荒木副委員長。

○荒木将之介委員　社会人枠の採用というのはいろんな企業とかも行っているところであると思いまして、今年やってるのは存じ上げておるんですけれども、それはそれとして50歳以上が、今顕著なのは52歳以上ですかね、52歳以上がちょっと大きく退職、大きくといっても30代未満も同じぐらいですけど、抜けていく中で、要は前年度に退職される分を今年度採用じゃなくて、少しずつ前倒していっていかないと、なかなか職員のスキル習得までの時間がかかると思いますので、そういう採用をしてほしいというふうにちょっとお伝えいたしました。じゃあ、そこはそれでいいです。

続いて、技術職員の採用についてなんですけれども、技術職員はどうしても退職される方も多いというふうに以前からお聞きしております。技術をそもそも持った方を採用をすればいいんでしょうけども、技術を持たずに来られて、当市で技術を身につけて退職されるという方も恐らく多いのだと思います。そういった方に対して、募集をかけるときに採用条件として、採用され、技術を身につけた暁には何年間は総社市のほうで執務していただくとか、そういう条件をつけることが可能なのか、現時点もやっているのか、そういうところがありましたらお聞かせください。

○小西利一委員長　職員課長。

○坂田　圭職員課長　再度の荒木副委員長の御質問にお答えします。

技術職員のほうにつきまして、資格を持たれて、あるいは技術を総社市のほうでつけられてというところの方々の総社市での在職についての御質問ということなんですけども、現在その方々に何年まで、いわゆる在職してくださいというようなことは今現在はしていないと、できてないというところが実情であります。

以上でございます。

○小西利一委員長　荒木副委員長。

○荒木将之介委員　では、そういったところを条件にして募集することが、採用するに当たって、労働基準法とか法的なものでオーケーなのかどうか、オーケーであれば今後そういうことを考えていくつもりがあるのかどうかをお聞かせください。

○小西利一委員長　職員課長。

○坂田　圭職員課長　再度の荒木副委員長の御質問にお答えします。

こちらのほう、また先ほどおっしゃった労働基準法ですとか、そういったような条件でそこの縛り、縛りという言い方がいいのかあれなんですけども、そういったようなことが可能であるのかというのを、また今後いろいろ調査研究しながら進めていければと考えております。

以上でございます。

○小西利一委員長　他に質疑ありませんか。

荒木副委員長。

○荒木将之介委員　もう一点だけ、すみません。

技術職の採用のところで、少しずつ増やしていってるところもあるんですけれども、募集人数に対して申込人数が多い、けれども採用者数は募集人数未満になっているところがあるんですが、こういったところの理由なんかがあればお聞かせください。

○小西利一委員長　職員課長。

○坂田　圭職員課長　実際採用試験、募集して申込みが多数来られた場合でも、これにつきましては当然専門試験等々、試験のハードルをクリアしていっていただかなければいけません。ただ、その及第点に達していないですとか、あるいはそういった中で最終的に及第点に行っても最終面接等々、そういう中でどうしてもこの方はというようなことになりましたら、やはり人数が欲しいことは欲しいですけども、あえてそこを採用するというよりは、実際に本当に我々が欲しいレベル、及第点を取っていただくような方々を精査しながら職員を採用していっている状況でありますので、そういったような中でやはり募集人員より採用人員が少ないというような状況は致し方なく発生してくる場合があるということでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長　荒木副委員長。

○荒木将之介委員　承知しました。やみくもに採用していないということで、今後もそういったところを慎重に、総社市にとって本当にというような方の採用に努めていただきたいですけれども、実際その募集をかけている数が採用できないということは、それだけ現在の職員に負荷がかかるということでありますので、そのあたりのバランスを見ながら今後も採用に努めていただければと思います。答弁は結構です。

○小西利一委員長　他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小西利一委員長　ないようでありますので、この際私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合は、委員間での自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小西利一委員長　それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、調査事項(3)定住促進事業について（議会事務事業評価）の調査に入ります。

この際、私より申し上げます。

この調査事項は、議会事務事業評価を行うものであり、私よりまずその流れについて説明をいた

します。

本日当局から提出された資料については、先日の委員間の協議を基に作成をいただいたものでありますので、本日はまず資料についての説明をいただき、併せて質疑を行います。その後の流れについては、休憩を取って協議させていただきますが、次回委員会までに各自に議会事務事業評価シートを記入いただき、次回の委員会で自由討議を行うように考えています。

では、当局の説明を願います。

人口増推進課長。

○弓取佐知子人口増推進課長　それでは、調査事項(3)定住促進事業について御説明させていただきます。

資料３の１ページを御覧ください。

まず１、総社市への移住人数等でございます。

移住人数等につきましては、移住相談や移住フェア、お試し住宅利用など人口増推進課が移住希望者等に対応し、その後本市へ移住したことを把握した人数等でございます。令和５年度は52人、18世帯、令和６年度は62人、28世帯、令和７年度は44人、18世帯、直近３年間の合計は158人、64世帯となっております。

グラフを御覧いただきますと、いずれの年度も県内では倉敷市、岡山市から移住された方が多く、また県外では東京、大阪から移住された方が多い状況となっております。また、令和６年度、令和７年度では、国外から移住された方もおられる状況でございます。

続いて、資料の２ページを御覧ください。

２、令和７年５月から採用しております移住コーディネーターの業務内容につきましては、移住希望者への相談対応、移住フェア・移住セミナー等への参加、お試し住宅宿泊者への対応、総社市内アテンド、ＳＮＳを活用した情報発信でございます。次の３の移住・定住促進に関する取組と重なっておりますが、人口増推進課職員とともにこれらの移住に関する業務を行っております。

このうち移住コーディネーターの特徴的な業務といたしましては、(5)のＳＮＳを活用した情報発信でございまして、令和７年10月から移住コーディネーターインスタグラムを開始し、これまで約140回の投稿を行っております。内容につきましては、本市のイベントやお勧めの場所、アテンドの様子など総社市のＰＲのほか、本市へ移住された方へのインタビュー等も発信しております。なお、コーディネーター自身が移住された方であり、移住者の視点も持ちながら、本市の魅力や紹介等を行っているところでございます。

続いて、３、移住・定住促進に関する取組についてでございます。

まず、(1)移住相談につきましては、相談者からのアプローチに応じて、窓口や電話、メール、オンライン等で行っております。また、移住フェア等における個別相談や、岡山県が毎月実施しておりますナイター移住相談会など、オンライン相談会等へ参加し、移住希望者との相談対応を行っております。なお、令和７年度の移住相談件数は315件でございます。

次に、(2)移住フェア・移住セミナー等への参加につきましては、岡山県や高梁川流域連携等が主催する移住フェアやセミナー等に参加し、総社市のＰＲや総社市ブースを設けた個別対応等を行っております。令和７年度は、東京の移住フェアに３回、大阪のフェアに４回参加し、東京会場では31組、大阪会場では44組の移住希望者の方に個別の対応を行っております。また、本市へ移住された方をゲストとしてお招きし、御自身の移住体験や本市での暮らしを語っていただくオンラインセミナー等への参加をしております。

次に、(3)お試し住宅の活用でございます。

お試し住宅につきましては、移住希望者に本市での生活を一時的に体験できる機会を提供するもので、清音上中島地内に設置しております。利用料は１泊3,000円で、御利用の申込みをいただいた際にお試し住宅の利用や本市についての説明を行い、御希望により市内アテンド等も行っております。なお、令和７年度の利用件数は34件、利用人数は延べ79人、利用日数は延べ172日でございます。

次に、(4)総社市内アテンドにつきましては、移住希望者に実際に総社市を見て知って体験していただくために行っているもので、約半日かけて車で市内を御案内しております。移住希望者のニーズに沿ったアテンドを実施しておりまして、令和７年度のアテンド件数は31件でございます。

次に、(5)チラシやパンフレット等の配布、ＳＮＳを活用した情報発信につきましては、移住に関するパンフレットや移住フェア・セミナーに関するチラシ等をイベントや窓口等で配布するほか、総社市のホームページを御覧いただきますと「総社市の移住定住応援サイト」を掲載しており、都会と田舎がちょうどよく溶け合うまち、暮らすならちょうどいい総社として、本市の情報や本市での生活を体験できるお試し住宅、先輩移住者の声などをお知らせしております。今後も移住希望者のニーズに沿った情報を発信していきたいと考えております。

続いて、３ページを御覧ください。

４、移住・定住者への助成金等についてでございます。

(1)空き家等利活用移住・定住地域交付金につきましては、移住等希望者を円滑に受け入れるため、自治組織等が空き家に関する情報収集や整理を行うとともに、移住等希望者に地域情報の提供や案内等の支援を行い、さらに移住等希望者が空き家百選、または空き家付宅地再生バンクを利用し、その区域内に移住・定住した場合、自治組織等に対し１件につき10万円を交付する制度でございます。令和６年度から助成を行っておりまして、令和６年度に１件、令和７年度に２件の実績がございます。

次に、(2)空き家リフォーム助成金につきましては、自己の居住用に空き家をリフォームし、工事を行う方に対象経費の２分の１、上限30万円を助成するもので、本市へ移住する際に空き家をリフォームされる方にも、この助成を利用いただいております。直近３年間の実績につきましては、令和５年度に２件、令和６年度に５件、令和７年度に２件でございます。

次に、(3)定住促進助成金でございます。

本市への定住促進と人口増加を図るため、対象地区に定住する人に対し交付するもので、対象地区は池田小学校、新本小学校、昭和中学校の通学区域、山田幼稚園の入園区域、下原地区でございます。なお、移動日は令和４年３月31日以前の日まででございまして、現在は新築または購入助成と生活環境整備助成を行っております。

新築または購入助成につきましては、固定資産税相当額を５年間助成するもの、また生活環境整備助成につきましては水道設備、浄化槽を除く下水道設備、生活環境設備等について、１回限り30万円を限度として助成するものでございます。なお、直近３年間の実績につきましては、新設または購入助成は令和５年度に15件、令和６年度に９件、令和７年度に９件でございます。また、生活環境整備助成は、令和６年度に２件でございます。

次に、(4)東京23区ＩＪＵターン就職支援事業補助金につきましては、企業誘致商工振興課が所管しておりますが、本市への移住・定住促進と市内の中小企業等における人手不足を解消することを目的として交付するものでございます。東京圏から本市に移住し、岡山県のマッチングサイトに求人を掲載している中小企業に就職した方、または起業した方を対象としており、金額につきましては、単身で移住の場合は60万円、２人以上の世帯の場合は100万円、また18歳未満の世帯員を帯同する場合は１人につき100万円を加算するものでございます。

続いて、５、移住・定住に関する空き家の利活用についてです。

令和４年度に実施いたしました空き家の実態調査では、市内の空き家件数は1,652件でございます。このうちリフォーム等を含め、居住可能な判定ＡからＣランクの空き家は1,353件でございます。市が直接これらの空き家をあっせんすることはできませんが、本市では移住・定住の促進を図るため、県の空き家流通システムを活用し、総社市空き家百選の登録制度を行っております。空き家を売りたい方から買いたい方へ、貸したい方から借りたい方へのマッチングを支援するもので、空き家百選に登録され、利用可能な空き家を本市のホームページに掲載しております。これらの空き家について、利活用の検討が可能でございます。

最後に、今後の方針でございますが、担当課といたしましては現在実施している事業については引き続き行っていきたいと考えております。今後も移住希望者一人一人に丁寧に対応しながら、一人でも多くの方に総社市に住んでいただけるよう取り組んでまいります。

また、今後の検討でございますが、御要望の声が多く、本市のＰＲにつながると思われる移住者交流会の開催など、検討していきたいものもございます。これらについては財政面や人員等もございますので、今後しっかりと検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○小西利一委員長　これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

川鰭委員。

○川鰭仁宣委員　御説明ありがとうございます。

資料３のほうなんですけど、１ページの、これ移住者の人数は分かるんですが、これがどこの区域、例えば北部、西部、南部、東部とか、これが分からないとなかなか、移住者だけが分かるんでは、例えば今上中島地区にあるお試し住宅でも、例えば増やそうと思ったときにどこが一番ニーズがあるのかなというところで、お試し住宅を造るにしてもやっぱり分かりにくいので、これ今人数が出てますが、地区が分かれば教えていただきたいです。

○小西利一委員長　人口増推進課長。

○弓取佐知子人口増推進課長　川鰭委員の御質問にお答えをいたします。

移住者の移住先でございますが、令和５年度で申し上げますと総社地区に22人、９世帯、三須地区に９人、２世帯、常盤地区に８人、３世帯、山手地区に８人、２世帯、清音地区に３人、１世帯、秦区に２人、１世帯でございまして、市の南部では63.5％、東部では32.7％、西部では3.8％となっております。

次に、令和６年度につきましては、こちらは多いところで申し上げますと総社地区が24人、13世帯、山手地区が11人、４世帯、新本地区が６人、２世帯、服部地区が５人、２世帯、常盤地区が５人、１世帯、山田地区が４人、２世帯でございまして、南部が50％、東部が25.8％、西部が22.6％、北部が1.6％となっております。

続いて、令和７年度でございますが、総社地区が24人、９世帯、清音地区が12人、４世帯、昭和地区が２人、２世帯、常盤地区、池田地区、山田地区がそれぞれ２人、１世帯となっておりまして、南部が86.5％、北部が９％、西部が4.5％となっております。

以上でございます。

○小西利一委員長　川鰭委員。

○川鰭仁宣委員　ありがとうございます。

次の資料の２ページなんですが、令和７年度、アテンド数が31件ありますが、これも地域的にはどういう感じで地域を回られてますか。

○小西利一委員長　人口増推進課長。

○弓取佐知子人口増推進課長　川鰭委員の御質問にお答えをいたします。

市内アテンドでございますが、こちらは希望者の方にまず都会的なエリア、また田舎的なエリアの周辺と、どういったところが御希望でしょうかということでお伺いをいたします。その中で肌感覚といたしましては、中心部のほうが７割、また周りが３割、そのくらい、御希望される方が中心部を見たいという方が７割、また田舎的なエリア、自然が多いエリアをお好みの方が３割ぐらいかという肌感覚がございます。これは望むというよりは、車を持っていないので、やはり中心部を見ていきたいという方や、また最初の移住先で１軒の家を持つのはちょっとハードルが高く、できればアパートとか借りたいと思ったときに中心部等になる傾向もございます。ただ、アテンドをする際には、我々はどちらに重点を置くかというのはありますけれど、いずれにしても市内が一望で見れるような車で御案内というのをしております。ですので、一応市内をぐるっと回るような形には

させていただいているところです。

以上でございます。

○小西利一委員長　川鰭委員。

○川鰭仁宣委員　ありがとうございます。

続きまして、その下の５番のホームページ等に先輩移住者の声などを掲載しているというところで、昭和地区に掲載されてる方で以前からもういない状態なのを掲載されてます。掲載されてるんですが、移住された理由はきれいでいいよという感じで書いてますが、昭和地区から出ていかれたというか、引っ越しされた理由などがもしも、そうやってホームページに出さなくてもいいんですが、その理由とかが分かれば、僕ら地元としてはこれからどういうことが課題なのかというのがそこらで見えてきますので、そういうところが分かれば教えていただきたいと思います。

○小西利一委員長　人口増推進課長。

○弓取佐知子人口増推進課長　大変申し訳ございません、御意見ありがとうございます。

ホームページに載せていて、出ていかれた方の御事情については現在把握のほうができておりませんので、申し訳ございませんが、はい。また、分かりましたら委員の皆さんにお知らせという形でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

○小西利一委員長　川鰭委員。

○川鰭仁宣委員　ちょっと難しいことを聞いてしまってすみません。

あと最後１点、３ページ目の助成対象区域のところで、池田小学校、新本小学校及び、これ昭和中学校の通学区域となっておりますが、今現在昭和中学校ではなく昭和五つ星学園義務教育学校なので、となればこの通学区域は一応全県区なので、そこで昭和地区通学区域とか括弧で入れないと、全体的な助成になるので、この記載をちょっと直されたほうがよろしいのではないかと思います。

○小西利一委員長　人口増推進課長。

○弓取佐知子人口増推進課長　川鰭委員の御質問にお答えをいたします。御意見ありがとうございます。

この助成の期日でございますが、移動日のほうが令和４年３月31日以前の日までとしておりまして、今経過措置の段階に入っております。こちらのほう昭和中学校という記述が残っているんですが、こちらのほうにつきましてはその経過措置で、５年間の助成をしているというところで御理解をいただけたらと思っております。

以上でございます。

○小西利一委員長　他に質疑はありませんか。

三上委員。

○三上周治委員　ちょっと今、川鰭委員の質問を聞いてて気づいたんですけど、この158人から増減の表というのはないということ、今の現実の数字は出てないということでいいんですかね。出て

いった人。

○小西利一委員長　人口増推進課長。

○弓取佐知子人口増推進課長　大変申し訳ございません。この３年間が出ていると思うんですけれど、現在の数字というのは令和８年度という意味じゃなくて、はい。

（「減った人、今川鰭委員が出ていった人がおると言ったから」と呼ぶ者あり）

○弓取佐知子人口増推進課長（続）　申し訳ございません。減った人は、この３年間で減った人というのはカウントはしておりません。移住された方を計上しているところでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長　その数字は把握してないん、出ていった人の。

人口増推進課長。

○弓取佐知子人口増推進課長　出ていった方の数については、後追いというのをしているんですけれど、もう分かる方の後追いになるので、全てのこの158人を把握しているわけではないので、申し訳ございませんが、把握のほうはできていないということでお願いいたします。

○小西利一委員長　三上委員。

○三上周治委員　多分いろんなことが、何でもそうなんですけど、この助成のことを見ても、何か来てくれるときだけ一生懸命頑張って助成しているけど、多分何でもそうだと思うんですけど、その後のフォローアップがないから、多分今言われた減った人のことは考えてもないみたいな感じだったら、この数字ってあまり意味がない数字で、出入りの数字を入れて、要は一番市が大事なのは来てくださるときだけ一生懸命、どの世界も一緒ですけど、一生懸命頑張って助成するけど、来た方が住み出して、例えば子育てとか就労とか、いろんな相談をフォローアップしてあげたほうが長期的に住んでいただけることにつながると思うんです。その辺の考え方、フォローアップについては考え方はないんですかね。

○小西利一委員長　人口増推進課長。

○弓取佐知子人口増推進課長　三上委員の御質問にお答えをいたします。

移住を定住につなげるということで、本当に非常に大切なことだと思っております。現在ですと移住コーディネーターがその中心的な役割を担っておりまして、移住後も連絡を密に取りながら、相談事であったり、御意見であったり、また我々も移住された方のおうちへ、よければ訪問させていただくとかということもさせていただいております。

また、先ほど今後やりたい事業で移住者交流会というのを私が申し上げましたけれど、移住者交流会を開催して、本市で住まれて感じていることや、また不安とかそういったものがあれば相談に乗りたい、本市での暮らしを引き続き継続できるような好循環を生んでいきたいという思いは私どももしっかりと持っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○小西利一委員長　他に質疑ありませんか。

髙谷委員。

○髙谷幸男委員　なかなか移住も定住も大変だろうと思いますが、今日は移住コーディネーターは来られてないんでしたね。来られてないですね。

よそからこっち、総社市へおいでになった方であろうと思いますが、ここへ入ってみて、総社市の魅力、あるいは不足してる点、こういうもののお考えはどうであったでしょうか、お聞きになっておると思うんですが、いろんなところへ移住フェアですか、こういうふうなものに行かれておりますけれども、そのあたりで御本人の考え方はどうだったでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○小西利一委員長　人口増推進課長。

○弓取佐知子人口増推進課長　髙谷委員の御質問にお答えをいたします。

私も移住コーディネーターのほうに入った当初からそういったところをお聞きしておりますが、彼女が都会的なところに住んでいらっしゃいまして、やはり都会で、お子さんもいますので子育てをするのにどうかというところがあり、自然が多く、こういった総社市の土地を見たときに、この地に暮らしたいと強く思ったそうでございます。住んでみて、何より自然が多い、子育てがしやすい、またよく言われることですが、人々が温かい、出会う人がすれ違いざま挨拶をしてくれるですとか、人的な要素、地形的な要素、そういったところで大変住みやすく満足している環境であるというふうにお聞きしております。

以上でございます。

○小西利一委員長　髙谷委員。

○髙谷幸男委員　何もかも満足じゃ困るわけなんで、足らない部分、あるいはこれを補えばというようなことがあれば、どんどんそれを取り入れていただきたい、このように思います。よろしくお願いしたいと思います。

よろしいか、次も。

○小西利一委員長　はい。

○髙谷幸男委員（続）　空き家件数が1,652件、令和４年度ということになっておるわけですけれども、それ以降恐らく増えておると思うんですが、調査はされてないかなとも思ったりするんですが、そのあたりの状況はどうでしょう。

○小西利一委員長　人口増推進課長。

○弓取佐知子人口増推進課長　髙谷委員の御質問にお答えをいたします。

全市的な確認をする調査といたしましては、令和４年度が一番新しいものでございます。その後、状況から見て空き家は増えているとは思っておりますが、全市的な一度にする調査としてはこちらが最新でございます。

以上でございます。

○小西利一委員長　髙谷委員。

○髙谷幸男委員　できるだけ新しい数値が欲しいというのは、これ誰しもそうであると思うんですが、国勢調査でも５年に一度ということになるわけですが、この令和４年度の後の調査は来年ぐらいされますか、どうでしょうか。

○小西利一委員長　人口増推進課長。

○弓取佐知子人口増推進課長　髙谷委員の再度の御質問にお答えをいたします。

この後、空き家の関係の計画等も御覧いただくようになりますが、私どもとしても直近の調査の数字が欲しいところでございますが、内々に金額的なものがかなり経費がかさんでおります。今現在はこの令和４年度の数字を使っておりますが、後々は数字を把握するためにも調査を行いたいという気持ちは担当課としては非常に持っております。

以上でございます。

○小西利一委員長　髙谷委員。

○髙谷幸男委員　来年度かぐらいにはやって、新しい数字を把握してはどうかな、このように思いますのでお願いしたいと思います。

次に、Ｓ－スタというのがあると思います。服部地区にあるわけですけども、ここの連携、活用はどうでしょうか。吉備信用金庫、あるいは総社商工会議所等々で立ち上げて、かなりあそこもいろんなイベントをしながら、市もお手伝いしながらやっておると思うんですが、もっともっと活用してもいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょう。

○小西利一委員長　人口増推進課長。

○弓取佐知子人口増推進課長　髙谷委員の御質問にお答えをいたします。

移住・創業サポートセンターＳ－スタは、令和３年５月に開設いたしまして、密接に連携のほうを取らせていただいております。移住相談件数で申し上げますと、令和３年度から令和７年度で138件の相談を受けていただいております。また、創業相談のほうもかなりの件数を受けていただきまして、移住相談ですとか、空き家も関連した移住相談、そういったところで非常に情報をいただいてもおりますし、我々も一緒になって移住・定住、また空き家の業務に取り組んでいくことが非常に多くございます。ここことは本当に委員おっしゃるとおり、今後もしっかりと連携して、移住・定住促進を一つでも二つでも前に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○小西利一委員長　髙谷委員。

○髙谷幸男委員　せっかく施設があるわけですから、十分活用して協働で総社市へおいでいただきたい、このように思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

取りあえずもう一件だけお尋ねしたいんですが、清音にありますお試し住宅、この間行かせていただきまして、何度か私も見せていただいたわけですけども、ここの状況を見ますと百七十何日使っておるということで、その準備、清掃等々を含めるとほとんどもう年間通して動いておるという状況ではないかと思うんです。そうすると、今は１箇所だけしかないわけなんで、先ほどもお話が

ありましたように、もう一箇所ぐらいどこか造ってもいいんじゃないか、こう思っております。

例えば、川西の西部地区がいいのか、池田地区がいいのか、あるいは昭和地区がいいのか分かりませんが、そのあたりも十分考えながら検討して、できるだけ、恐らく車がない人が多いんではないかと思いますんで、美袋駅の近くか、豪渓駅の近くか、そういうところでできればもっともっと使っていただけるのではないかな、こんな感じで思っておるわけです。

ですから、西部地区もいいかも分からんですけども、駅に遠いということになればなかなか難しいんかなということを思いますんで、取りあえずは昭和地区か池田地区か、そのあたりでも十分検討しながら、もう一箇所はあったほうがいいんではないかな、こんな感じを思います。できれば令和９年度の予算ぐらいには、もうそのあたりの対応した予算を計上してもいいんではないかと思いますが、どうでしょう。

○小西利一委員長　人口増推進課長。

○弓取佐知子人口増推進課長　髙谷委員の御質問にお答えをいたします。

先日の御視察では本当に大変ありがとうございました。

お試し住宅の２軒目でございますが、本会議で一般質問等でも御意見を頂戴しているところでございます。２軒目を設置するとなりますと、費用対効果ですとか人的な面ですとか、また設置するとなると先ほどの場所や物件、またどういった方法で運用していくかなどございます。これらのことをしっかりと検討して、研究、勉強させていただきたいと思います。

以上でございます。

○小西利一委員長　髙谷委員。

○髙谷幸男委員　新年度の予算ということになると、10月、11月には予算を組まないといけないと思いますんで、今から対応していって、もちろん了解いただけるかどうか、リフォームして即使えるかどうか、そんないろんなことがあると思いますんで、もし令和９年度ということになれば、かなりもう早めに手をつけていかないと間に合わないのではないか、こんな感じを思ってます。できれば今の状況から考えると、もう一箇所は欲しいな、こういう状況です。どうでしょう。

○小西利一委員長　人口増推進課長。

○弓取佐知子人口増推進課長　髙谷委員の再度の御質問にお答えをいたします。

本当に今１軒目は非常に多くの御利用があり、ありがたい状況となっております。２軒目についても我々検討しておりまして、ただその予算が来年度というのはまだこれから予算編成の時期を経て決められることですので、しっかりと今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○小西利一委員長　髙谷委員。

○髙谷幸男委員　毎年の繰越金が何億円か知りませんが出てくると思います。そういう中で、1,000万円、2,000万円の金を使って対応して、人が増えてくだされば地方交付税も増えてくる、いろんな面で波及効果があるんではないかと思いますので、そのあたりを十分考えての対応をお願い

したいと思います。

以上でございます。

○小西利一委員長　人口増推進課長。

○弓取佐知子人口増推進課長　御意見ありがとうございます。しっかりと検討させていただきます。

○小西利一委員長　他に質疑ありませんか。

質疑があれば、またお昼を挟んでにしますけど。

（「あります」と呼ぶ者あり）

○小西利一委員長　この際、しばらく休憩いたします。

休憩　午後０時５分

再開　午後１時５分

○小西利一委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

岡崎委員。

○岡崎亨一委員　先ほど副委員長かどなたかの質問でお試し住宅をもう一つ考えてはどうかと、田舎暮らしのためにもということで話がありましたが、移住コーディネーターの令和８年度の当初予算で報酬等と上げられておるんですが、この間はすみません、お試し住宅をまた拝見させていただいた折に、割とアテンドで問合せとか様々な対応も職員にしていただいとるというお話があったときに、もう一軒となると、もう一軒目のお試し住宅の対応も職員に負担がかかるんではないかなというところをちょっと懸念をしております。

お試し住宅をもう一軒は設けたほうがいいんじゃないかなと私は個人的に思っておるんですが、他市のように業者といいますか、ＮＰＯ法人でも結構なんですが、そちらへ今の清音のお試し住宅と、もう一軒もし増やせるんであれば２軒となった場合に、職員の負担軽減等も考えて、他市のようにそういった業者にお願いすることは考えられないでしょうか、いかがでしょうか。

○小西利一委員長　人口増推進課長。

○弓取佐知子人口増推進課長　岡崎委員の御質問にお答えをいたします。御意見ありがとうございます。

もう一軒お試し住宅を増やすとなると、やはりそれなりに作業量といいますか、業務量も増えてまいりますので、委員おっしゃったような業務委託等の方法も考えながら、様々な御意見を聞きながら検討していきたいと考えております。ありがとうございます。

○小西利一委員長　岡崎委員。

○岡崎亨一委員　どちらが効率的かは分かりません。ですけども、職員が対応して発生するコストですとか、時間ですとか、そういうものはこういった資料には出てきませんので、私としては職員には別のことをしっかりやっていただければ、アウトソーシング、外部委託をするのが、まずはや

ってみないと分かりませんけども、より効率的ではないかなと思っておりますので、また御検討のほどよろしくお願いします。

以上でございます。

○小西利一委員長　人口増推進課長。

○弓取佐知子人口増推進課長　御意見ありがとうございます。

本当にいろいろな方法で、この２軒目、検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○小西利一委員長　他に質疑ありませんか。

荒木副委員長。

○荒木将之介委員　失礼します。

資料の３ページのほうに、これ担当課が違うんですけど、ここに書いてあるのでちょっと質問させてください。

４の(4)のところですかね、東京23区ＩＪＵターン就職支援事業補助金、企業誘致商工振興課の担当となっているんですけれども、これたしか私の記憶ではあまり利用されてない補助金だったかなというふうに考えております。先ほどの職員の話のときに言われましたけれども、社会人枠などで帰ってこられる方、ＩＪＵターンを狙ってるということでしたので、こういうところで課を越えてしっかりと連携をして、これたしか県の補助金ですよね。なので、利用するように進めてほしいんですけど、ちょっと私の記憶ではあまり最近使われてなかったと思うんですけど、利用実績があるかどうかというのをちょっと聞かせてください。

○小西利一委員長　人口増推進課長。

○弓取佐知子人口増推進課長　荒木副委員長の御質問にお答えをいたします。

担当課にこの件についてお伺いしましたところ、今までは令和５年度に１件、単身の方ですので60万円の御利用がございます。ただ、１件ではございますが、私たちが移住相談を受ける際、東京圏からの相談を受ける際には必ず、こういった補助金がありますよと言って御提示ができる補助金でありますので、その点については私どもは活用させていただいているところでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長　荒木副委員長。

○荒木将之介委員　しっかりと紹介していただいてるということで安心しました。この辺も含めて、移住・定住もさることながら、今回社会人枠で職員の採用もあることですから、そちらのほうでもちょっと今、さっきの前の話になるんですけども、そういうところでも連携しながらしっかりとこういうのを使っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。御答弁は結構です。

○小西利一委員長　他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小西利一委員長　ないようでありますので、この際私より申し上げます。

当局の方はここで退席いただいて結構ですが、必要が生じた場合は再度御出席をお願いすることもありますので、よろしくお願いいたします。

この際、しばらく休憩といたします。

休憩　午後１時11分

再開　午後１時15分

○小西利一委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、次回委員会を９月定例委員会の後に開催いたします。各委員会におかれましては、委員会２日前までに評価シートを記入の上、議会事務局担当書記までお願いいたします。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩　午後１時16分

再開　午後１時18分

○小西利一委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項(1)第２期総社市空家等対策計画（案）について当局の報告を願います。

人口増推進課長。

○弓取佐知子人口増推進課長　それでは、報告事項(1)第２期総社市空家等対策計画（案）について御説明させていただきます。

資料４の計画（案）の１ページを御覧ください。

まず１、計画策定の趣旨でございます。

令和４年に策定いたしました第１期総社市空家等対策計画の期間におきましては、市、所有者、関係機関、地域、住民等が連携、協力し、空き家の相談や適正管理、活用の促進等を図ってまいりました。しかし、こうした取組を行っても、なお使用目的のない空き家が増加し、空き家がもたらす問題が深刻化することが懸念されております。

国におきましても、令和５年12月施行の空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律により、空き家等の活用拡大、管理の確保、特定空家の除却等の３本柱での対応が強化されております。本市といたしましても、こうした状況を踏まえ、空き家の活用拡大を図り、適切な管理を一層促進するため、第２期総社市空家等対策計画を策定しようとするものでございます。

次に、２ページを御覧ください。

２、計画の位置づけでございますが、第３次総社市総合計画や総社市都市マスタープランなど、関連する諸計画との整合性を図るものとしております。

次に、３、対象区域につきましては総社市全域としております。

なお、商店街通り界隈地区と上秦地区におきましては、空き家等の活用を重点的に図る必要があると認められるため、空家等活用促進区域に設定いたします。

次に、５、計画期間でございますが、空家法の一部を改正する法律が施行されたため、第１期計画期間を短縮し、第２期計画につきましては令和８年度から令和12年度までの期間といたします。

続いて、３ページ、４ページでは、本市の人口等を記載しております。

次に、５ページ、６ページでは、令和５年に総務省が実施した住宅・土地統計調査による空き家の推移を記載しております。

７ページ、８ページを御覧ください。

総社市が令和４年度に実施いたしました空家等実態調査の結果を記載しております。

調査は、外観目視により行っておりまして、市内の空き家件数は1,652件でございました。

続いて、９ページ、10ページを御覧ください。

第１期計画中の主な取組でございまして、空き家対策パッケージの取組実績等を記載しております。

次に、11ページを御覧ください。

空き家対策パッケージを活用した主な取組事例といたしまして、空き家百選と空き家利活用移住・定住地域交付金を活用し、空き家をリフォームして移住された事例や、そうじゃ商人応援事業補助金を活用し、空き店舗をリフォームして開業された事例を掲載しております。

次に、12ページを御覧ください。

空家等対策を進めていく上での課題でございます。

空き家は、所有者の責任において適正に管理することが原則ですが、一部については所有者による適正な管理がなされておらず、地域住民の生活環境や地域のまちづくりに悪影響を及ぼすおそれがあります。空き家は今後も増加する見込みであることから、課題を活用拡大、管理の確保、特定空家の除却等として整理をしております。

続いて、14ページを御覧ください。

空家等対策に関する基本方針でございます。

空家等対策におきましては、市、所有者、地域住民、事業者、関係者等、全ての人が空き家等の及ぼす悪影響について認識し、空き家等の発生抑止に努めることが重要です。その上で空き家の活用拡大、管理の確保、特定空家の除却に沿った基本方針の下、空家等対策を推進するとともに、空き家等の利活用に重点を置いた移住・定住促進やまちづくりに取り組んでまいります。

続いて、16ページを御覧ください。

空き家の活用拡大に関する具体的な取組でございます。

まず、空き家対策パッケージでございます。次のページ、17ページに空き家対策パッケージＰＲチラシを掲載しておりますので、併せて御覧ください。

①のそうじゃ空き家百選は、空き家バンク制度を活用し、空き家を売りたい方から買いたい方へ、貸したい方から借りたい方へのマッチングを支援するもの、また②の空き家付宅地再生バンクは、①の空き家百選の登録要件を満たさない空き家付宅地についてマッチングを支援するものでございます。

③の空き家等利活用移住・定住地域交付金は、地域の自治体等が空き家の掘り起こしや移住等希

望者に対する地域のルールや案内等の支援を行うことで、地域ぐるみで空き家の利活用や移住・定住を促進するものでございます。

このほか空き家を利活用する所有者への支援を行う④の空き家利活用所有者応援金や、空き家のリフォームに対し支援を行う⑤の空き家リフォーム補助金、また空き家や空き店舗等を改修し、事業を行う方に改修費を支援する⑥のそうじゃ商人応援事業補助金など、記載しておりますこれらの取組を行うことで、空き家の流通や利活用等を促してまいります。

次に、18ページを御覧ください。

空家等活用促進区域の設定でございます。

空家等活用促進区域とは、市が重点的に空き家等の利活用を図るエリアを活用促進区域として定めるもので、経済的、社会的活動の促進のために誘導すべき用途としての活用を空き家等の所有者に働きかけること、また市が県と連携して建築基準法等の規制の合理化を図り、空き家等の用途変更等を促進することが可能となるものでございます。

本市では、商店街通り界隈地区と上秦地区の２区域に促進区域を設定いたします。

なお、他の地域においても重点的に空き家等の活用を図る必要があると認められる地域については、促進区域の設定を検討いたします。

次に、19ページを御覧ください。

商店街通り界隈地区の空家等活用促進指針でございます。

商店街通りは、古い街並みや魅力的な店舗があるものの、空き家や空き店舗等が点在していることから、中心市街地の利便性を生かした居住や、誰もが集える居場所づくり、商店街の魅力づくりに向けて、飲食店や物品販売店等への活用を促し、にぎわいの創出や活力再生に取り組もうとするものでございます。

なお、誘導用途につきましては、住宅、店舗、飲食店、事務所、ホテルまたは旅館等でございまして、区域設定後は市から空き家の所有者等に対し、これら誘導用途としての活用を要請することが可能となるものでございます。

続いて、20ページは商店街通り界隈地区の活用促進区域図でございます。

次に、21ページを御覧ください。

上秦地区の空家等活用促進指針でございます。

上秦地区は、県内有数のブドウ産地でありますが、人口減少や高齢化の進展により地域コミュニティの衰退や農業の担い手不足、空き家の増加などの問題が懸念されているため、ブドウを中心とする農産物を生かした地域活性化等を図ろうとするものでございます。

なお、誘導用途につきましては、(3)の①から⑩に記載しております自己の居住用住宅のほか、賃貸住宅、飲食店、食料品小売業などの日常生活関連業務施設、簡易宿所営業である宿泊施設等でございまして、区域設定後はこれら誘導用途への活用が可能となるものでございます。

続いて、22ページは上秦地区の活用促進区域図でございます。

次に、23ページを御覧ください。

出前講座の開催や総社移住・創業サポートセンターとの連携、また相談体制においては法律、不動産、建築等の専門家と連携、協力しながら、空き家利活用の拡大に取り組んでまいります。

続いて、次の項目では空き家の管理の確保に関する具体的な取組について、また25ページでは特定空家等に関する具体的な取組について記載をしております。

続いて、28ページを御覧ください。

１、空家等対策の推進体制につきましては、人口増推進課と各担当課が情報共有を行い、それぞれの部局と連携しながら、記載しております空き家対策に取り組んでまいります。

次に、２、市・所有者等・地域・事業者等の役割でございます。

市の役割につきましては、総合的な窓口としての役割を担うほか、空き家等の管理や活用に関する情報提供を行うとともに、地域や事業者等と連携して空き家対策に取り組んでまいります。また、ＳＮＳを活用した情報発信を行ってまいります。

計画（案）については以上でございますが、今回第２期空家等対策計画の策定に当たり、６月３日から23日までの期間でパブリックコメントを募集し、１名の方から御意見をいただきました。

御意見の趣旨といたしましては、空き家等への対応、活用拡大、管理の確保、特定空家の除却等の３本柱で強化し、また空家等活用促進区域を市内２区域に設定することに賛同しますというもので御意見をいただいたところでございます。

最後に、今後の予定でございますが、この計画（案）につきましては８月中に開催を予定しております総社市空家等対策協議会で承認をいただき、９月頃、第２期総社市空家等対策計画を策定するとともに、空家等活用促進区域の運用を開始したいと考えております。

以上でございます。

○小西利一委員長　これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

川鰭委員。

○川鰭仁宣委員　説明ありがとうございます。

地区別空き家等の状況で、南部、東部、西部、北部とありますが、Ｄ、Ｅ、調査不可というのが北部地区で件数的に58件、47件、32件と多くなっておりますが、その対応としてはどのような対応をされておりますか。

○小西利一委員長　人口増推進課長。

○弓取佐知子人口増推進課長　大変申し訳ございません。調査不可のところでございますか。

（「Ｄ、Ｅ」と呼ぶ者あり）

○弓取佐知子人口増推進課長（続）　大変申し訳ございません、ありがとうございます。

Ｄランクにつきましては、危険な損傷が見られ、大変倒壊のおそれがあって危ない状況でございます。こちらにつきましては、建築住宅課等とも情報共有をしながら、こういった危険性があると

ころについて対応しているところでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長　川鰭委員。

○川鰭仁宣委員　ありがとうございます。

とりわけ市から勧告とか、そういう行政代執行とかという状況には、まだ当たらないというところでよろしいでしょうか。

○小西利一委員長　建築住宅課長。

○林　輝昭建築住宅課長　川鰭委員の御質問にお答えいたします。

現在のところ勧告等まで至ったケースはございません。

以上でございます。

○小西利一委員長　川鰭委員。

○川鰭仁宣委員　それでは、特定空家等が令和５年度に５件、令和６年度に６件、令和７年度に５件とありますが、この対応方法としてはどのような対応をされておりますか。

○小西利一委員長　建築住宅課長。

○林　輝昭建築住宅課長　川鰭委員の再度の御質問にお答えいたします。

特定空家につきましては、資料に載っておりますとおり、合計16件、今まで認定しております。それについては所有者の方をお調べして、状況の改善をこちらからお願いしているところでございます。この16件のうち４件につきましては、解体もしくは状況は改善されたということで特定空家の認定から今落としておりまして、現状特定空家は12件となっております。

以上でございます。

○小西利一委員長　川鰭委員。

○川鰭仁宣委員　ちょっと続けて同じところなんですが、その特定空家等を認定されてる地域的には、どこの地域が何件ぐらいあるかを教えてください。

○小西利一委員長　建築住宅課長。

○林　輝昭建築住宅課長　再度の御質問にお答えいたします。

地区的には16件のうち、昭和地区が１件、池田地区が１件、その他西部地区で４件、残りが東部地区でございます。

以上でございます。

○小西利一委員長　川鰭委員。

○川鰭仁宣委員　ありがとうございます。

ちょっとページが変わりまして13ページになりますが、空き家等の管理の確保に関する課題の中で、適正管理の必要を認識していても、経済的事情や相談問題等、個別の問題により進まない場合もあるため、所有者への寄り添った支援も求められますとありますが、例えばどのような支援を考えられておりますか。

○小西利一委員長　人口増推進課長。
○弓取佐知子人口増推進課長　川鰭委員の御質問にお答えをいたします。
　まず、負担が大きいという部分で、やはり危ない状況であるのはもう本人も重々承知しておられますが、なかなか解体するのが難しいというような事案とかもお聞きしております。その際に、例えば瓦屋根が落ちてきたとか、そういうところもございまして、そういったときには我々と建築住宅課と、また地域の方とも御相談をしながら、快方に向かったケース等もございます。
　以上でございます。
○小西利一委員長　川鰭委員。
○川鰭仁宣委員　ありがとうございます。
　空き家等をリフォームするときは、そのリフォームの補助がありますが、やっぱり自分ところの昭和地区でもやはり倒壊寸前な空き家はたくさんあります。その中で話を聞くときに、解体費用の補助とかがあればちょっとは考えるみたいな感じもあるんですが、解体費用の補助というところはお考えにないでしょうか。
○小西利一委員長　建築住宅課長。
○林　輝昭建築住宅課長　川鰭委員の再度の御質問にお答えいたします。
　解体補助につきましては、空き家そのものが個人の私有財産ということもございまして、その解体に公費を投入することについては、公平性、公益性の観点から慎重な判断が必要であると考えております。特に特定空家、いわゆる危険な空き家について補助を出すということにつきましては、適切に維持管理をされてこられた所有者との間に著しい不公平を生じさせる、放置したほうが得をするというような倫理的な道徳心が失われるような状態を招くという可能性があるかと考えております。
　ただ一方で、委員もおっしゃいましたように、経済的に解体費用を創出することが困難でありますとか、相続により意図せず空き家を所有することになったといった個々のケース、配慮が必要なケースがあるということも当然認識をしております。
　このため、現状では補助金の制度についてはまだ策定はできておりませんが、将来的な実施の可能性を含めて、公平性を担保できるような対象物件や対象者の要件を現在慎重に検討しているところでございます。
　以上でございます。
○小西利一委員長　川鰭委員。
○川鰭仁宣委員　ありがとうございます。
　所有者の処遇のほうもいろいろな事情があると思います。やはり近隣の家に倒壊して被害等々あることもなきにしもあらずなので、なったときにやはり所有者のほうに負担がよりかかるというのが、やっぱり所有者にとって一番最悪の事態だと思うんですよ。なので、将来的に解体費用など、所有者を助けられるような制度があればよろしいかと思いますので、ちょっとそちらのほうも検討

をよろしくお願いいたします。
○小西利一委員長　建築住宅課長。
○林　輝昭建築住宅課長　ありがとうございます。
　補助金の内容につきましても、引き続き検討させていただきますし、先ほど弓取課長のほうからありましたように、寄り添った対応ということで親身に対応していきたいと思います。
○小西利一委員長　他に質疑はありませんか。
　髙谷委員。
○髙谷幸男委員　資料18ページになります。
　そこからずっと説明があって、商店街通り界隈地区とそれから上秦地区が空家等活用促進区域に指定されておりますけれども、この地域の方々から何か、こういうふうな場合にはこうだろうかといういろんなお尋ねがあったんではないかと思いますが、そのあたりは特にありませんか。
○小西利一委員長　人口増推進課長。
○弓取佐知子人口増推進課長　髙谷委員の御質問にお答えをいたします。
　この区域の設定に当たっては、各地域に声をかけさせていただいて、市街化地区や上秦地区のほうからそれぞれの地域課題について空き家を活用したい旨があったところでございます。
　なお、この誘導用途等については地域の方、岡山県はもちろん地域の方としっかりと話をしながら、こういったものに使いたい、こういった方向へ活用を促していきたいという意見を交わしながら、この空き家の促進区域を定めたところでございます。
　以上でございます。
○小西利一委員長　髙谷委員。
○髙谷幸男委員　２地区を設定したわけですけれども、先ほどの御説明の中では今後もまだ次を設定していこうかという考え方もあったようですが、何地区かそういう希望というか、こっちから思うところというか、そういうところはどうでしょう、ありますか。
○小西利一委員長　人口増推進課長。
○弓取佐知子人口増推進課長　髙谷委員の再度の御質問にお答えをいたします。
　今回２地区を設定するわけですが、そのほか地区のほうからこういったことで促進区域の設定を検討したいというお声がありましたら、その際はいろいろとお話を聞かせていただいて、空き家の活用促進を図る区域と認められましたら、岡山県等とも協議をしていきたいと思っております。
　以上でございます。
○小西利一委員長　髙谷委員。
○髙谷幸男委員　商店街であろうとも、あるいは周辺地域であろうとも、この空き家というのは本当に増えてきておると思います。二人高齢者がおって、一人が亡くなるとすれば一人になる。そうすると、その人が施設でも入れば、すぐもう空き家になってしまうという状況も多々あると思うんです。そうなると、これからその地域その地域での考え方もあるかも分かりませんが、個人の考え

方もあるかもしれませんが、指定していって、できれば人が住んでいく、増えていく、そういうふうなことを積極的に考えていったほうがと私は思っておりますが、そのあたりでのその地域その地域の考えもありましょうし、町内会等との関係もあると思いますが、どうでしょう。少しもっと広げていく、地区を増やしていくという、さらなる努力はされますか。

○小西利一委員長　人口増推進課長。

○弓取佐知子人口増推進課長　髙谷委員の再度の御質問にお答えをいたします。

今回２地区を設定した後は、私どもも各地域へ出向いていかせていただいて、いろいろと御意見とも伺いたいとも思っております。市街化調整区域の場合は、もともとが市街化を抑止する地域でございますので、岡山県等との協議ももちろん必要になってまいりますが、担当課といたしましてはこの活用促進区域、地域の御要望があれば、区域を積極的に活用を図る地域と認められるときは広げていきたいという思いは持っております。

以上でございます。

○小西利一委員長　他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小西利一委員長　これをもって、質疑を終結いたします。

本件については報告を受けたということにいたします。

次に、報告事項(2)督促手数料、口座振替収納済通知等の見直しについて当局の報告を願います。

○小西利一委員長　税務課長。

○高谷正樹税務課長　失礼いたします。

それでは、報告事項(2)督促手数料、口座振替収納済通知等の見直しにつきまして御説明いたします。

資料の５を御覧いただければと思います。

まず、一つ目の項目の市税、税外徴収金等に対する督促手数料の見直し、廃止についてでございます。

現在、市税や税外徴収金等の納付、納入の期限、いわゆる納期限を経過しても納付、納入のない方につきましては、地方税法等の規定に基づきまして、納期限から20日以内に督促状を発することとなります。また、督促状を発した場合には、総社市税条例等の規定に基づき、50円の手数料を徴収しております。今回の見直しは、この手数料の廃止を計画しているものでございます。

現在督促手数料を徴収している歳入は、市税をはじめ、資料のとおり多様な公金収納に伴うものでございます。収納方法のうち納付書払いにつきましては、平成31年度からバーコードを納付書に表示することにより、コンビニエンスストアやスマートフォンの決済アプリでの納付が可能となりました。

また、市税につきましては、令和５年度から地方税統一ＱＲコードであるｅＬ－ＱＲを納付書に

表示することで、スマートフォンの決済アプリでの納付がより簡便になることに加え、全国各地のほとんどの金融機関で納付いただけるようになりました。このことによって利便性が増す一方、自治体ごとにまちまちとなっている督促手数料を納付するためには、督促手数料を含んだｅＬ－ＱＲを表示した納付書でなければなりません。当初に送付した督促手数料を含まないｅＬ－ＱＲを表示した納付書を持参された場合、金融機関によって適切に徴収できる場合ばかりではなくなっております。納税者間におきましての公平性を保つことが困難となっております。

このｅＬ－ＱＲが本年度10月から介護保険料や後期高齢者医療保険料等、ほかの交付金収納にも拡大されますことから、税と同様な現象が生じてまいります。こういった状況から、納税者間等の公平性を保ち、併せて事務の効率化を図るため、総社市税条例をはじめ公金収納に関連する条例を改正することによりまして、本市の督促手数料の廃止を計画しているものでございます。

また、残高不足等で口座振替ができなかった場合に送付しております口座振替不能通知書には、督促手数料が発生する前に納付書をお届けする意味合いがございますが、督促手数料が発生しなくなればその効果も得られなくなってまいりますので、こちらも廃止を検討、計画しております。

次に、二つ目の項目、口座振替収納済通知書等の廃止についてでございます。

本市では、市税等を口座振替により納付されている方に対しまして、口座振替後に口座振替収納済通知書を送付いたしております。口座振替の結果につきましては、通帳記帳していただくことだけでなく、近年ではスマートフォンのアプリから御覧いただくことでも確認できるようになっております。このような状況から、事務の効率化を図るとともに、経費節減と省資源化を促進するため、廃止を計画しているものでございます。

続きまして、三つ目の項目、今後の予定でございますが、条例改正が必要なものにつきましては令和９年４月からの施行とできますよう、令和８年９月定例市議会にて御審議いただけるよう準備を進めてまいります。

以上でございます。

○小西利一委員長　これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

すみません、１点。督促手数料が年間今までどのくらい収入として計上されとんですかね。

税務課長。

○高谷正樹税務課長　小西委員長の御質問にお答えいたします。

令和５年度、令和６年度のそれぞれの総額で言えば120万円程度となっております。全ての費目で申してます。市税と国民健康保険税であれば90万円弱ぐらい、それぞれ90万円弱ぐらいとなっております。

以上でございます。

○小西利一委員長　その収入がなくなるということですね、これを廃止するということは。それがなくなるけど、ほかの手間とか、そういう経費的なものでこっちのほうがより楽というか、効率が

よくなるということで理解していいんですかね。

税務課長。

○高谷正樹税務課長　失礼いたします。

先ほど申し上げましたように、口座振替の収納済通知ですとか口座振替不能通知といったものを、様式とか郵券料等を集計いたしますと、令和７年度、実績をまだ確定ではないですけど申し上げますと260万円余りとなっております。こちらに当然その作業に要する日数でございますとか、人件費相当のものが見えてまいりませんけれども、そういったものを考えますと、金額的には大きく下がってまいります。そして、省資源化にもつながると考えております。

以上でございます。

○小西利一委員長　ありがとうございます。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小西利一委員長　これをもって、質疑を終結いたします。

本件につきましては報告を受けたということにいたします。

次に、報告事項(3)山手出張所の山手公民館内への移転・改修についての当局の報告を願います。

ワンストップ課長。

○難波孝次ワンストップ課長　失礼いたします。

報告事項(3)山手出張所の山手公民館内への移転・改修について御報告させていただきます。

資料の６を御覧ください。

１の趣旨・経緯についてでございますが、山手出張所につきましては令和３年に策定されました総社市公共施設個別施設計画において老朽化が進み、耐震化もされていないことから、本庁舎建て替えのタイミングで山手公民館に機能移転することが方向性として示されていました。このため市役所新庁舎の完成に伴い、山手出張所の機能を山手公民館内に移設するものでございます。

２の改修の概要といたしましては、２ページ目の図面により御説明いたします。

２ページ目をお開きください。

現在の山手公民館事務室の窓口及び執務エリアを共用で使用することとし、現在公民館職員が執務を行っている事務室の北側、図面では左側の出張所と書いている部分ですが、こちらに出張所職員を配置し、その右手側の位置に公民館職員を配置します。事務室の出入口上部の赤字でドア交換と書いてある部分ですが、ここからパーテションをＬ字側に設置し、通路部分とします。パーテションは上半分を透明なものとして、事務室内からカウンターへの見通しを図ります。

また、図面の左上あたりに青字で書いていますが、現在の公民館カウンターの短い部分、こちらを公民館カウンター、長いほうを出張所カウンターとして、それぞれ利用します。ここはカウンター窓の改修を行い、上部にＬＥＤ照明を追加します。それぞれのカウンター部分には、公民館のカ

ウンター、出張所のカウンターと分かる表示プレートを設置する予定です。

また、現在山手出張所の２階にあります山手地域づくり協議会の事務室につきましては、山手公民館事務室奥側の部屋、図面でいいますと右側になりますが、こちらを確保しておりまして、地域づくり協議会の役員の方と協議を進めています。

次に、１ページ目にお戻りいただきまして、３、今後のスケジュールについて御説明いたします。

現在は、公民館修繕の入札に向けての事務を進めております。今月17日に入札を予定しており、落札業者と契約を締結、その後改修工事を開始します。工期は約１箇月を予定しております。工事完了後、山手出張所の移転に向けた作業を行います。中東情勢の影響などによる改修遅延が起きた場合なども考慮し、11月上旬に公民館での出張所業務を開始する予定としております。

４の移転の広報についてでございますが、契約が済み次第、出張所の地元である山手地域づくり協議会への説明を行います。また、山手出張所、山手公民館に移転日等を掲示し、来所者、来館者へお知らせいたします。市民全体に向けましては、広報紙への掲載を行い、周知を図っていく予定です。さらに総社市公式ＬＩＮＥ等のＳＮＳも活用していくなど、今申し上げましたことも含めまして様々なところで十分な周知を行ってまいります。

５、その他でございます。

改修工事中の公民館の貸出しや公民館の事務所業務につきましては、工事と並行して通常どおり行うこととしております。また、９月定例市議会に出張所条例の改正、これは所在地の変更となりますが、提案させていただく予定としています。

以上でございます。

○小西利一委員長　これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡崎委員。

○岡崎亨一委員　御説明ありがとうございました。

ちょっと確認なんですが、資料の最初のページのその他のところで、改修工事に当たって云々かんぬんと継続してできるということでありますが、８月29日の土曜日に地元の夏祭りとか、祭りが予定されております。主に使用するのは駐車場、公民館駐車場でありますけども、その辺はしっかりと地域づくり協議会と連携が取れとると認識してよろしいでしょうか。

○小西利一委員長　ワンストップ課長。

○難波孝次ワンストップ課長　岡崎委員の御質問にお答えいたします。

工期につきましては、最初の何週間かは建設用の資材の購入というか、それと事務所での加工を行う予定であり、８月下旬もまだ現場での工事には入らない見込みでございます。実際に事務所で工事する日程等に当たりましては、公民館等と十分協議をしながら、影響のない日程で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○小西利一委員長　岡崎委員。

○岡崎亨一委員　承知をしました。

それと、２ページ目の平面図でありますが、地域づくり協議会の事務局が今の印刷機があるところに入るというふうになっておるんですが、印刷機が外というか、正面玄関入って右のほうに出るということは、これ公民館側ですから生涯学習課のほうになるかもしれませんけれども、ちょっと印刷機について何か懸念のような声があったので、その辺の利用については何か協議をされておりますでしょうか、いかがでしょうか。

○小西利一委員長　ワンストップ課長。

○難波孝次ワンストップ課長　再度の岡崎委員の御質問についてお答えいたします。

おっしゃられますように、印刷機につきましては事務室を出たところに設置する予定としております。ここも公民館職員と協議を行い、この場所がいいのではないかということでこの場所に現在予定をしておりますが、重大な問題等がなければ、公民館職員としてはこの場所で大丈夫ということを伺っております。

以上でございます。

○小西利一委員長　岡崎委員。

○岡崎亨一委員　承知しました。

それで、この平面図のところで公民館の職員がいる場の右手に、これもすみません、生涯学習課の問題かと思うんですが、約20.39㎡という、これ応接間になっとるはずなんですが、ここの壁の収納のところに昆虫の標本があるのはある程度の方は御存じかと思います。今それで公民館の職員に聞きますと、ボランティアの方がその整理に当たっていただいとるというふうに聞いておるんですが、その辺について何か情報等をつかんでいらっしゃいましたらお教えください。

○小西利一委員長　ワンストップ課長。

○難波孝次ワンストップ課長　ワンストップ課のほうでも事務所の奥の部屋にチョウチョの標本があるのを承知しております。この部屋自体は手を加えないので、一応現状のままこちらで作業をしていただくということは聞いているんですが、チョウチョも今後のことについては、すみません、ちょっと伺ってないので、そういう状況でございます。

以上でございます。

○小西利一委員長　他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小西利一委員長　これをもって、質疑を終結いたします。

本件については報告を受けたということにいたします。

しばらく休憩いたします。

休憩　午後２時２分

再開　午後２時10分

○小西利一委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項(4)清音出張所の改修について当局の報告を願います。

ワンストップ課長。

○難波孝次ワンストップ課長　失礼いたします。

報告事項(4)清音出張所の改修について御報告いたします。

資料７番になりますので、資料７を御覧ください。

１の事業の目的でございますが、新庁舎の完成で清音出張所で業務を行っていた環境水道部が本庁舎へ移転したことに伴い、清音出張所１階のスペースを若者から高齢者まで多世代の市民が交流できるオープンスペースとして整備し、活用しようとするものです。

２の改修の内容につきましては、２ページ目の資料７－１の図面により御説明いたします。

改修を行いますのは、主に赤枠で囲っている部分となり、庁舎１階の出張所事務所と玄関ホール以外の部分となります。

改修に当たっては、出張所事務所部分以外の天井板を撤去し、天井高を高くすることで広々とした空間をつくり出すとともに、カウンターを撤去し、一つの空間とします。

図面の下に仕切壁新設と書いてございますが、現在の出張所の西側に仕切壁を設置し、出張所の事務スペースとは区切られたオープンスペースをつくります。照明はＬＥＤ化を行い、床面はタイル部分以外をビニール床シートへと張り替えを行います。

あわせて、外部となりますが、図面の上部真ん中あたりに青字で記載しております光庭周辺の改修を行います。オレンジ色の線で囲っている部分でございますが、内部からの景観に配慮し、手すり部分を改修する予定でございます。

建物内の特徴的な部屋としましては、図面の左側に記載しておりますが、自主学習等に使用できるスペースを設けます。

また、図面右側上部の１階トイレの改修を計画しています。

こちらにつきましては、洋式化を考えておりましたが、現在のトイレについて手狭で利用しにくいといった話が地元からもあり、ユニバーサルデザインに配慮した形で個数の変更も含めて考えているところです。

また、オープンスペースにはＷｉ－Ｆｉ環境を整備いたします。

改修に当たっては、特徴的な清音庁舎のタイルの柱などは可能な限り利用させていただき、今の清音出張所のよさを残しつつ、より多くの世代に親しまれる清音出張所にしたいと考えています。

３のオープンスペース活用例ですが、完成予想のパース図を３ページ目の資料７－２につけておりますので御覧ください。

上のパース図では、仕切壁を透明化しておりますが、実際は下側のパース図のように出張所部分との間に仕切壁を新設します。このオープンスペースは、できるだけ自由な発想で使っていただき

たいと考えており、例えば気軽に立ち寄り、訪れた人たちが休憩や談話のできるくつろぎの場所として、また講演会や発表会、アコースティック音楽やダンス、会議、会合の場所としても利用いただけるのではないかと考えています。市民の方が主催や参加するワークショップ等の開催や、習い事などのちょっとした作品展示も行います。また、自主学習スペースやオープンスペースのテーブルを使って、中学生、高校生など、若者の自主学習や立ち寄った人のテレワークの場所としての活用も考えられます。子育て世代の方々には、親子で気軽に集まり遊べる場所や、最近の猛暑の中で夏季のクーリングスポットとしての活用も考えられます。

これら以外にもいろいろな使い方があると思いますが、周辺に居住されている方々に十分配慮した形で利用規約を定め、使っていただこうと考えています。

最初のページにお戻りください。

４、地域住民との協働の経過です。

これまで清音出張所の改修に当たって、地元の地域づくり協議会の御意見も取り入れながら、改修コンセプトの取りまとめを行ってきました。昨年度までに地域づくり協議会や岡山県立大学、三菱電機デザイン総合研究所、設計委託会社、市職員による検討を重ねてきたところです。今年度に入ってからは、地域づくり協議会の総会や役員会での説明を行い、５月には地域住民と一緒に敷地内の樹木の伐採やカウンターの移動作業を行いました。今月の22日には、清音出張所でオープンスペース体験会を開催しており、改修後の出張所オープンスペースの利用を想定した催しを行います。来場された方々には、今後の備品、消耗品の購入に当たっての御意見も伺いたいと考えております。また、体験会を通してどのような利用方法がよいか、利用規約についても考えていきます。

最後に、現在の進捗状況について御報告いたします。

令和８年度中の改修工事完成を目指す中で、物価高や中東情勢を背景とした建築資材の高騰により、ここ１年で１割以上建築費が値上がりしていることから、今年度に入り総合建築会社に参考見積りを依頼した結果、当初の予算額を大幅に上回ることが判明いたしました。そのため改修の基本コンセプトを可能な限り維持しつつ、価格高騰の影響を踏まえてトイレのユニバーサルデザイン化も視野に入れ、設計内容の見直しを進めておるところでございますが、正直なところ大変苦慮しているところでございます。

また、オープンスペースの管理運用方法につきましては、地域の皆様の御意見を伺いながら、施設の整備と並行して検討を行ってまいります。

以上でございます。

○小西利一委員長　これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

川鰭委員。

○川鰭仁宣委員　御説明ありがとうございます。

清音出張所の改修に当たりまして、清音にはきよね夢てらすという場所もありまして、同じよう

な自習、学習スペースとかワークショップ、講演会や音楽、ダンスの会議とかできるような場所があるんですが、清音出張所を改修した後は、どちらかというと優先的にそっちのほうを使っていただくような感じになるんですかね。それとも、今まできよね夢てらすも実績がある分、両方上手な割合というか、きよね夢てらすがいっぱいだったら清音出張所のほうに回るとかという感じで、何か同じようなものが二つあるというのがちょっと不自然に感じるのかなと思いますんで、よろしくお願いします。

○小西利一委員長　ワンストップ課長。

○難波孝次ワンストップ課長　川鰭委員の御質問についてお答えいたします。

　確かに委員おっしゃられますように、近くにきよね夢てらすという施設がございます。現在、きよね夢てらすは割と小さいお子様にいろいろ使っていただいているような印象を受けるんですが、所管ではないのでごめんなさい、そこははっきりとは細部まではちょっと分からないんですが、清音出張所の改修につきましてはもっと幅広い世代に、大人も気軽に立ち寄って、集まって話していただいて帰れるような、そういった施設として利用していただければと考えております。

　以上でございます。

○小西利一委員長　川鰭委員。

○川鰭仁宣委員　ありがとうございます。

　総社市民も気軽にみんなが行けるような施設になっていければ改修した成果も出ますので、幅広い宣伝等々、よろしくお願いいたします。

○小西利一委員長　ワンストップ課長。

○難波孝次ワンストップ課長　再度の川鰭委員の御質問、御意見でございます。

　おっしゃられますように、清音地区に限定したものではなく、市民が誰でも自由に使える場所を目指していきたいと思っております。

　以上でございます。

○小西利一委員長　他に質疑はありませんか。

　髙谷委員。

○髙谷幸男委員　地域の方々の御要望であって、こういうふうになっていくんであろうと思いますけども、山手の側には公民館と出張所が一緒になれば、まずほとんど毎日あそこは開いておるというふうになると思います。この清音の場合には、許認可とか鍵の管理、冷暖房等々はどういうふうな対応でやってくんですか、どうでしょうか。

○小西利一委員長　ワンストップ課長。

○難波孝次ワンストップ課長　髙谷委員の御質問でございます。

　清音出張所の改修後につきましては、もうおっしゃられますように清音出張所事務所は月曜から金曜までの業務でございます。それ以外の時間帯、夜間とか、土日とか、そういったところは例えばシルバー人材センターであったり、地元のほうで引き受けてくれます団体がおられましたら、そ

ういうところでしたり、管理をお願いして週末等も場所を提供していきたいと思っております。細かい点についてはまだそこまで決めておりませんが、概要としましてはそう思っております。

以上でございます。

○小西利一委員長　髙谷委員。

○髙谷幸男委員　昼間については公民館があるから、山手と同じように土日であろうが、平日であろうが、どちらかがおるという格好になるとは思うんですけども、公民館が具体的に仕切りで離れてしまっておるならば、管理がなかなかどうかなという感じがいたしますので、そのあたりは十分御検討いただければと、このように思います。

○小西利一委員長　ワンストップ課長。

○難波孝次ワンストップ課長　その点につきましても、十分今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○小西利一委員長　他に質疑はありませんか。

竹下委員。

○竹下かなこ委員　またこれもこれから決めるかもしれないんですけれども、活用例の２番目に講演会とか発表会とかありますけれども、どんな団体にも無料で貸せるのか、貸切りにしたら幾らお金がかかったりするのか、そういうふうなところもこれからでしょうか。

○小西利一委員長　ワンストップ課長。

○難波孝次ワンストップ課長　竹下委員の御質問でございます。

まだそのあたりはこれから決めていくことになろうかと思いますが、今のところお金を徴収したりみたいなことは考えてはおりません。

以上でございます。

○小西利一委員長　竹下委員。

○竹下かなこ委員　ありがとうございます。

○小西利一委員長　他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小西利一委員長　これをもって、質疑を終結いたします。

本件については報告を受けたということにいたします。

次に、報告事項(5)岡山県毎月流動人口調査について当局の報告を願います。

ワンストップ課長。

○難波孝次ワンストップ課長　失礼いたします。

引き続きまして、報告事項(5)岡山県毎月流動人口調査について御報告いたします。

資料の８を御覧ください。

まず、資料２枚目の山陽新聞の記事を御覧ください。

こちらは、７月10日の朝刊に掲載されました県内市町村の推計人口に関する記事です。

赤枠で囲っている総社市の部分を御覧いただきますと、今年４月時点の推計人口が６万8,559人、昨年４月時点が６万8,987人となっており、前年４月から428人、率にして0.6％の減少と報道されております。一方で、総社市が住民基本台帳を基に発表している人口は、昨年４月からの１年間で70人の増加となっており、新聞報道と市の発表で差異が生じております。

本日は、この差異の理由について御説明いたします。

資料の１枚目にお戻りください。

１枚目の下段に記載してますとおり、岡山県毎月流動人口調査とは国勢調査の人口をベースに、毎月の出生、死亡、転入、転出などの数を加減して、県が集計、公表するものです。この結果が岡山県推計人口であり、新聞で報道された数値でございます。

それでは、上部の令和７年４月から令和８年４月、岡山県推計人口と住民基本台帳人口の比較のグラフを御覧ください。

上段の青い線が市が公表している住民基本台帳人口です。令和７年４月から令和８年４月にかけて70人増加しております。

下段のグレーとオレンジの線が、今回報道された岡山県推計人口です。

左端の令和７年４月の６万8,987人、赤丸で囲っておるところですが、こちらと右端の令和８年４月、同じく赤丸で囲っております６万8,559人、こちらを比較しまして428人の減少となっております。

なぜ岡山県推計人口が大きく減少したかと申しますと、グラフ中央の令和７年10月の時点で岡山県推計人口が大きく下方修正されたためです。これは昨年10月実施の令和７年国勢調査の速報値が今年５月に公表され、県が岡山県推計人口のベースとなる数値を最新の国勢調査結果に置き換えたことによるものです。仮にこの国勢調査の反映を行わなかった場合、グレーの線のまま推移した場合でございます。岡山県推計人口でも昨年４月と比べて３人の増加となっております。

なお、岡山県推計人口は、届出日を基準とし、市の住民基本台帳人口は移動日を基準とするため、月をまたぐ手続などで若干の差異は毎月生じてきますが、おおむねの人口動態は一致しております。

繰り返しにはなりますが、岡山県推計人口に基づく新聞報道と市発表の差異は、人口が急減したわけではなく、県が岡山県推計人口の基準を最新の国勢調査結果に切り替えたことによる下方修正が主な原因でございます。

以上でございます。

○小西利一委員長　これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

分かりましたか、理解できた。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小西利一委員長　これをもって、質疑を終結いたします。

本件については報告を受けたということにいたします。

以上をもちまして、本日の調査事項及び報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会　午後２時30分